



平成 22 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社  
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番3号  
代 表 者 代表取締役 水口 雄  
(コード番号 2375、東証マザーズ)  
問 合 せ 先 専務執行役員 天明 寛  
(TEL 03-6832-3260)

### 第三者調査委員会の調査報告書の公表と社内対策委員会(仮称)の設置について

当社は、平成 22 年 11 月 18 日開催の取締役会において、監査役会からの報告を受け、第三者調査委員会を設置し、当社前代表取締役である高野研による不正行為の可能性についての調査を行ってまいりました。

本日、第三者調査委員会による報告書を受領いたしましたので、第三者調査委員会調査報告書全文を添付し、ご報告申し上げます。

当社といたしましては、第三者調査委員会の調査報告を真摯に受けとめ、提言を受けた内容について対応すべく、社内対策委員会(仮称)を設置いたします。委員は本調査における問題となる対象行為に関係していない役員と新任内部監査担当で構成し、引き続きの調査と抜本的な再発防止策の作成・推進、問題となる対象行為に関わった社内構成員への然るべき対応等を検討し実行して参ります。

なお、過去の有価証券報告書等の訂正につきまして、①平成 20 年 10 月期から平成 21 年 10 月期の第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】【注記事項】(連結貸借対照表関係)担保資産に供している資産 有価証券の貸付(金額は精査中)と②平成 17 年 10 月期から平成 21 年 10 月期の第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】【関連当事者情報】1.関連当事者との取引の有価証券の貸付、担保の差入、③平成 17 年 10 月期から平成 21 年 10 月期の第 5【経理の状況】2【財務諸表等】【注記事項】(貸借対照表関係)担保資産に供している資産 保険積立金(金額は精査中)等の追加を見込んでおり、決算数字の訂正は無い見込みであり、現在監査法人と調整中です。

また、前代表取締役高野研に対する責任追及につきましては、民事及び刑事の両面で検討を進めてまいります。

本件が当社平成 22 年 10 月期業績に与える影響については、判明次第、速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

#### 1. 第三者調査委員会調査報告書(詳細は別紙をご参照ください)

##### 調査結果の概要(調査報告書より抜粋)

本調査の結果、本第三者調査委員会は、平成 21 年以降、スリープログループ(以下 TPG)が発行済み株式総数の約 20%に相当する大量の自社株を保有している状況の下、前代取が安定株主対策としてその一部を取得しようとして、日本振興銀行が前代取の資産管理会社である KT パートナーズ(以下 KTP)に対して融資を行うのと引き換えに、TPG の子会社 2 社に対して同行の株式引受をさせ、その後、平成 22 年 4 月以降、日本振興銀行に対する金融庁の調査が実施され、最終的に同行

への業務一部停止命令及び業務改善命令がなされる中で、同行の株式の減損評価を避けるため、日本振興銀行株式をKTPが1億5000万円で買い取った。この際、前代取は、関連当事者取引としての開示や業務停止となった日本振興銀行の株式保有が明らかになるのを避けるため日本振興銀行へ実際に申請した流れとは異なる内容の株式譲渡承認請求書兼譲渡承認（不承認）通知（以下「株式譲渡承認通知」という。）の写しを作成するなど第三者が買い取ったかのように装い、また、第三者に必ずしも十分な返済能力がないにもかかわらず、その買取資金を第三者への正規の融資取引を装う形で第三者を迂回し本来必要な取締役会の承認手続を経由せず実質的にはTPG自身よりKTPが調達した、という取締役としての善管注意義務に反する不正行為を確認した。

また、TPGの執行役員らが、執行役員会において前代取より不十分ながら第三者への融資取引の資金が日本振興銀行株式の買取代金に充てられることの示唆があったにもかかわらず、融資資金の資金使途や第三者の返済能力についての更なる十分な審議や経営上の重要な事項であるとして直ちに取締役会に報告し取締役会の開催を求めて取締役会での審議を経るなどの措置によって前代取を牽制しないまま上記融資取引について追加資料を整えることを条件に承認決定し融資の実行を許容するなど、各執行役員の具体的認識内容によっては善管注意義務にも反する可能性の余地のある不適切な行為を行ったことを確認した。

さらに、これらの事実とは別に本件調査を実施する過程で、実施された事情聴取や関係書類の内容等から、前代取は、①KTPによる資金運用の証拠金3000万円をTPGとの正規の販売委託取引の営業保証金を装ってTPGから本来必要な取締役会の承認手続を経由せず不正に支出させた（ただし、3000万円はすでに返済されている。）、②前代取が証券信用会社から調達している自社株購入資金の追加担保に差し入れるために第三者を経由して本来必要な取締役会の承認手続を経由せず不正にTPGに貸株（平成22年10月末時価約7045万円）をさせた、③前代取が自らを被保険者としTPGを保険契約者・保険金受取人とする保険契約（平成20年契約分で保険料2016万余円）を自らの借入金の担保として本来必要な取締役会の承認手続を経由せず不正に差し入れた、などの不正行為も確認された。

かかる不正行為が行われた原因について、前代取自身のコンプライアンス意識の欠如といったものが挙げられることは当然であるが、このほかにも、同社の構成員全体に前代取の意思決定への過度の依存が認められる企業風土のあること、同業他社が大株主として名を連ね、業務上の繋がりが深い安定株主が不在である中で安定的な企業運営を行いえず前代取が無理をして持株比率を高めざるを得ない状況にあったこと、所有と経営を一致させようとしているような状況の中で前代取にTPGの利害と前代取の個人的利害を混同し手続を軽視するような意識のあったことが否定できないことのほか、具体的な事実関係の中でも示されたごとく従業員の立場にある執行役員により構成される執行役員会での前代取への牽制機能が最終的に十分働かなかったこと、職務権限規程上、本来取締役会決議事項とされるべき重要事項の大きな部分が、執行役員会の決議事項に権限委譲されている結果、取締役会の監視機能が十分に機能していなかったこと、監査役による適切な業務監査が実施されていたとはいえない面があること、内部監査機能が本来の機能を発揮していない状況にあったこと、稟議体制が整えられているにも拘らずそのルールに従った運用が必ずしも実施されていたとはいえないこと、前代取に協力した従業員も存在しており社内におけるコンプライアンス意識の醸成が進んでいないこと等が原因として挙げられるところである。

以上

# 調査報告書

平成 22 年 12 月 14 日

スリープログループ株式会社

第三者調査委員会

## 第1 調査の概要

### 1 第三者調査委員会設置の経緯及び目的

スリープグループ株式会社（以下「TPG」という。）の前代表取締役である高野研氏（以下「前代取」という。）について、平成22年11月5日、その不正行為を示唆する資料を添付した匿名の社内メールによる内部告発に基づいて監査役の指導により社内調査が開始された。その結果、TPGの子会社で購入していた株式会社日本振興銀行（以下「日本振興銀行」という。）の株式について、実質的にはTPGの資金負担で前代取が100%株主であり且つ代表取締役でもある自らの資産管理会社である株式会社KTパートナーズ（以下「KTP」という。）に売却されたにもかかわらず、表面上第三者に売却され、資金も第三者へ融資されたように装う不正行為の可能性が確認された。監査役は、上記問題を監査役会で審議したうえ、平成22年11月18日のTPGの取締役会で報告し、これにより、同日、前代取が辞任して新代表取締役が選任されるとともに、上記問題を調査するために、本第三者調査委員会の設置及び委員の選任が議決された。本第三者調査委員会は直ちに組成され、同月19日から本調査を開始した。

このような経緯を経て設置された本第三者調査委員会の設置の目的は、TPGが企業の社会的責任の観点からステークホルダーに対する説明責任を果たす目的で、TPGの前代取の資産管理会社であるKTPに関わるTPGの子会社からの日本振興銀行の株式購入及びKTPの株式買取資金の調達に関する事実並びにその調査の過程で発見される前代取の不正な業務執行について、事実関係の認定と評価を行い、これに基づく原因の究明、再発防止策の提言を行うことである。

### 2 第三者調査委員会の構成

本第三者調査委員会の委員は、委員長に渡部正和弁護士、委員に長谷川宅司弁護士、久保田浩文公認会計士の3名で構成され、それぞれ、本調査前までTPGとは関係のない独立した第三者であり、以下のような略歴で、本調査を担当するに相応しい適格性を有する。

渡部正和弁護士（昭和16年3月28日生れ）

昭和41年 検事任官、平成9年 浦和地方検察庁検事正、平成11年 最高検察庁公安部長、平成12年 公証人任命、平成19年 日本公証人連合会長、平成22年 弁護士登録

長谷川宅司弁護士（昭和31年11月28日生れ）

昭和56年 弁護士登録、平成20年 第一東京弁護士会 副会長、同年 日本弁護士連合会 常務理事

久保田浩文公認会計士（昭和35年3月17日生れ）

平成元年 公認会計士登録、平成12年 あずさ監査法人パートナー

なお、本調査には、調査担当弁護士として、鈴木雅人弁護士、小松明広弁護士、松

崎嵩大弁護士の 3 名，調査担当公認会計士として，小國義之公認会計士，吉村嘉隆公認会計士，伊東秀治公認会計士，赤坂健太郎公認会計士の 4 名が従事したが，いずれも TPG とは関係のない独立の第三者である。

### 3 調査方法等

#### (1) 調査期間

本調査の調査期間は，調査報告書の作成期間も含め，平成 22 年 11 月 19 日から同年 12 月 13 日までの 25 日間である。

本調査期間が比較的短期間であるのは，対象会社である TPG が平成 22 年 10 月期決算作業の時期に入っており，本第三者調査委員会の調査により上記決算手続及び監査法人の監査手続にできるだけ支障の出ないよう配慮しつつ，本第三者調査委員会の目的を達成したためである。

#### (2) 調査方法

本調査の調査方法は，本件の事実関係や内部統制状況などに関して，前代取，取締役，監査役，監査法人，執行役員，従業員，社外関係者など延 51 名の関係者への事情聴取，契約書，帳簿，伝票，稟議書，取締役会議事録，執行役員会議事録，関係メールその他関係書類の検証，社内情報窓口の設置による情報収集を行った。

#### (3) 調査範囲

本調査の調査範囲は，TPG の前代取が関与する平成 21 年から本年にかけて行われた，TPG の子会社による日本振興銀行株式引受，同株式の売却及びこれらに関連する取引の経緯，KTP による日本振興銀行株式の購入，株式購入資金の調達の際の経緯，これらの調査過程で発見された前代取の不正な業務執行並びにこれらの事実関係から原因を究明し，再発防止策を提言するのに必要な事実評価を基礎付ける事実である。

## 第 2 調査結果の概要

本調査の結果，本第三者調査委員会は，平成 21 年以降，TPG が発行済み株式総数の約 20% に相当する大量の自社株を保有している状況の下，前代取が安定株主対策としてその一部を取得しようとして，日本振興銀行が前代取の資産管理会社である KTP に対して融資を行うのと引き換えに，TPG の子会社 2 社に対して同行の株式引受をさせ，その後，平成 22 年 4 月以降，日本振興銀行に対する金融庁の調査が実施され，最終的に同行への業務一部停止命令及び業務改善命令がなされる中で，同行の株式の減損評価を避けるため，日本振興銀行株式を KTP が 1 億 5000 万円で買い取った。この際，前代取は，関連当事者取引としての開示や業務停止となった日本振興銀行の株式保有が明らかになるのを避けるため日本振興銀行へ実際に申請した流れとは異なる内容の株式譲渡承認請求書

兼譲渡承認（不承認）通知（以下「株式譲渡承認通知」という。）の写しを作成するなど第三者が買い取ったかのように装い、また、第三者に必ずしも十分な返済能力がないにもかかわらず、その買取資金を第三者への正規の融資取引を装う形で第三者を迂回し本来必要な取締役会の承認手続を経由せず実質的には TPG 自身より KTP が調達した、という取締役としての善管注意義務に反する不正行為を確認した。

また、TPG の執行役員らが、執行役員会において前代取より不十分ながら第三者への融資取引の資金が日本振興銀行株式の買取代金に充てられることの示唆があったにもかかわらず、融資資金の資金使途や第三者の返済能力についての更なる十分な審議や経営上の重要な事項であるとして直ちに取締役へ報告し取締役会の開催を求めて取締役会での審議を経るなどの措置によって前代取を牽制しないまま上記融資取引について追加資料を整えることを条件に承認決定し融資の実行を許容するなど、各執行役員の具体的認識内容によっては善管注意義務にも反する可能性の余地のある不適切な行為を行ったことを確認した。

さらに、これらの事実とは別に本件調査を実施する過程で、実施された事情聴取や関係書類の内容等から、前代取は、KTP による資金運用の証拠金 3000 万円を TPG との正規の販売委託取引の営業保証金を装って TPG から本来必要な取締役会の承認手続を経由せず不正に支出させた（ただし、3000 万円はすでに返済されている。）、前代取が証券信用会社から調達している自社株購入資金の追加担保に差し入れるために第三者を経由して本来必要な取締役会の承認手続を経由せず不正に TPG に貸株（平成 22 年 10 月末時価約 7045 万円）をさせた、前代取が自らを被保険者とし TPG を保険契約者・保険金受取人とする保険契約（平成 20 年契約分で保険料 2016 万余円）を自らの借入金の担保として本来必要な取締役会の承認手続を経由せず不正に差し入れた、などの不正行為も確認された。

かかる不正行為が行われた原因について、前代取自身のコンプライアンス意識の欠如といったものが挙げられることは当然であるが、このほかにも、同社の構成員全体に前代取の意思決定への過度の依存が認められる企業風土のあること、同業他社が大株主として名を連ね、業務上の繋がりが深い安定株主が不在である中で安定的な企業運営を行わず前代取が無理をして持株比率を高めざるを得ない状況にあったこと、所有と経営を一致させようとしているような状況の中で前代取に TPG の利害と前代取の個人的利害を混同し手続を軽視するような意識のあったことが否定できないことのほか、具体的な事実関係の中でも示されたごとく従業員の立場にある執行役員により構成される執行役員会での前代取への牽制機能が最終的に十分働かなかったこと、職務権限規程上、本来取締役会決議事項とされるべき重要事項の大きな部分が、執行役員会の決議事項に権限委譲されている結果、取締役会の監視機能が十分に機能していなかったこと、監査役による適切な業務監査が実施されていたとはいえない面があること、内部監査機能が本来の機能を発揮していない状況にあったこと、稟議体制が整えられているにも拘らずそのル

ールに従った運用が必ずしも実施されていたとはいえないこと、前代取に協力した従業員も存在しており社内におけるコンプライアンス意識の醸成が進んでいないこと等が原因として挙げられるところである。

したがって、これらの原因を払拭することがTPGにおける同種事案再発の防止のために不可欠ということになるが、以下、問題となる対象行為を具体的に掲げ、そのコンプライアンス上・開示上<sup>1</sup>の問題性を分析した上で、最後に、如何なる再発防止策が採用せられるべきかにつき、具体的に示すこととしたい。

### 第3 調査によって認定した事実

関係者のヒアリング・帳票等から認定される各事実は以下のとおりである。

#### 1 日本振興銀行株式変形持合スキームの策定

平成21年9月15日(及び同年10月6日)、TPGの資本政策会議において、前代取、A取締役、B執行役員、C内部監査室長、D執行役員の出席のもと、従前からのTPGの課題であった資本政策の解決策として、日本振興銀行株式変形持合スキームを実行することを決定した<sup>2</sup>。

すなわち、TPGが子会社であるスリープロネットワークス株式会社(以下「TPN」という。)及び株式会社ホーム・コンピューティング・ネットワーク(以下「HCN」という。)を通じて日本振興銀行株式を引き受けることを条件に、前代取の資産管理会社であるKTPが、TPG株式の第三者割当を受けるための資金として、日本振興銀行から融資を受け(当該融資に際しては、によって前代取が取得するTPG株式を担保に入れる。)、KTPが日本振興銀行から受けた融資の資金を原資として、前代取がTPGから同社が保有する自己株式の第三者割当を受けるというスキームが策定された。そして、TPG社内における日本振興銀行株式の引受及び前代取に対する自己株式の第三者割当の決定は、いずれも各取締役に対する事前交渉を行ったうえで、同年10月15日の取締役会において決定することが確認された。

#### 2 日本振興銀行株式の引受

上記の資本政策会議における決定後、前代取の指示により、B執行役員を通じるなどして、資本政策会議に出席していない社外取締役らに対して、電話ないしメールによって、上記のTPGの子会社による日本振興銀行株式の引受と日本振興銀行のKTPに対する融資によるTPG株式担保による変形持合スキームの概要説明を行い、決議への協力を求めた。なお、社外取締役らは、いずれも事前に日本振興銀行株式の引受の説明は受けたが、KTPに対する融資に関する株式変形持合スキームの詳細な説明を受けたことは否定しており、特に、創業者であるE取締役に対しては、当時、積極的に経

<sup>1</sup> 上場企業としての特性に鑑みて、有価証券報告書上の開示のみに限定して取り扱うこととする。

<sup>2</sup> 前代取以外の以下の役職名は、すべて行為時のものである。

営に参画していなかった等の事情により、同人に対してまでは上記スキームの説明を行っていなかった可能性がある。

この事前説明に対し、社外取締役からは、日本振興銀行が株式会社 SF CG との取引等によって不良債権が膨らんでおり、財務状態が悪化しているのではないかとの情報や、同行に対する社会的評価が良好ではないことから、同行との取引によって受けるレピュテーションリスクを懸念する意見も出された。

かかる経緯を経て、平成 21 年 10 月 15 日の取締役会において、前代取、E 取締役、A 取締役、F 社外取締役及び G 社外取締役の出席取締役全員の賛成により、H 監査役、I 社外監査役及び J 社外監査役の出席のもと、日本振興銀行株式変形持合スキームに関する説明までは行わずに、日本振興銀行株式の引受及び前代取に対する自己株式の第三者割当が決定された。この際、前代取に対する自己株式の第三者割当については、前代取が特別利害関係人であるため、前代取から E 取締役に議長が交代され、議事が進行されたが、日本振興銀行株式の引受については、日本振興銀行株式変形持合スキームに関する説明が行われていないため、議長の交代は行われていない。

なお、日本振興銀行株式の引受については、同月 7 日の執行役員会において、また、前代取に対する自己株式の第三者割当については、同月 14 日の執行役員会において承認されているが、これらの執行役員会において（または出席執行役員に対して事前に）、日本振興銀行株式変形持合スキームの説明が行われたか否かは必ずしも明らかではない。また、詳細な金銭の流れについては、別添の事実経緯一覧表 に記載している。

### 3 日本振興銀行株式の売却決定

平成 22 年 4 月末から 5 月上旬にかけ、日本振興銀行が金融庁から報告命令を受け、木村剛会長が辞任するなどの報道があり、従前からの日本振興銀行に関するレピュテーションと相まって、日本振興銀行に対する信用不安が拡大していった。

このような状況を受け、TPG 社内においても、グループ内において日本振興銀行株式を保有しておくことのリスクを懸念する意識が高まり、平成 22 年 5 月 20 日の取締役会において、前代取から日本振興銀行株式の売却を検討したい旨の説明があり、今後交渉を進めていくにあたり、売却の時期・方法等を前代取に一任して欲しいとの報告があった。

その後、後述のとおり、同月 25 日、TPN 及び HCN はア社との間で日本振興銀行株式を簿価で売却する旨の契約を締結するに至り、その後の取締役会において、前代取から、日本振興銀行のグループ会社に TPG の子会社が保有する日本振興銀行株式を簿価で買い戻してもらったとの報告が行われた。

なお、日本振興銀行株式の売却について、執行役員会において承認された記録はなく、その詳細は不明であるが、平成 22 年 5 月 26 日の執行役員会においては、日本振興銀行株式を「先方グループ内に買い戻して頂く体裁を取る旨の確認」が行われた旨

の記録が残されている。

#### 4 日本振興銀行株式売却スキームの策定

上記のとおり、TPG グループが保有する日本振興銀行株式は、ア社に簿価で売却する形式がとられたものの、実際には、それと同時期に、前代取の資産管理会社であるKTP がア社から、上記日本振興銀行株式を同じく簿価で買い取ることが予定されており、その実質は前代取がTPG グループから日本振興銀行株式を簿価で買い取るというものであった。

すなわち、前代取は、平成22年4月末から5月上旬の日本振興銀行に関する報道を受け、TPG グループが日本振興銀行株式を保有し続けることになれば、同株式を減損する必要性が生じ、TPG グループの財務内容が悪化するだけでなく、日本振興銀行に対するレピュテーションの悪影響を受け、他の取引先金融機関からも信用不安を疑われ、ひいては融資拒絶にもつながるリスクがあるとの懸念を抱き、可及的速やかに日本振興銀行株式を売却する必要があるとの認識に至った。しかし、当時の状況からして、日本振興銀行株式の引受先を速やかに見つけることは容易ではなかった。

そこで、前代取は、C 内部監査室長と相談のうえ、資産管理会社であるKTP にTPG グループが保有する日本振興銀行株式を買い取らせることとしたのである。その際、KTP が直接、TPG から日本振興銀行株式を買い取れば、関連当事者取引として、TPG がそれまで日本振興銀行株式を保有しており、これが前代取の資産管理会社であるKTP に売却された旨が公表されてしまうため、レピュテーションリスクを抑えるためにも、ア社を介することにより、関連当事者取引に該当することを回避することにした。

もっとも、当時、前代取及びKTP には、日本振興銀行株式をTPG グループから買い取るだけの資力はなかったため、資金調達策を検討する必要性に迫られた。そこで、前代取及びC 内部監査室長は、TPG から第三者の会社に対する資金提供を通常のFP 部門<sup>3</sup>の案件であるかのように装って実行し、当該会社からさらにKTP に対してほぼ同額の資金を流すことによって、すなわち、第三者の会社を介在させる形をとることによって（以下、このような会社を「中間会社」という。）、関連当事者取引に該当することを回避してKTP に対する資金提供を実現し、当該資金をもって、日本振興銀行株式の買取資金とするスキームを策定した。また、当該スキームを中間会社に対して提案するに当たり、中間会社がTPG に対して債務を負うことになるリスクを低減するべく、あくまで中間会社のTPG に対する債務の弁済は、KTP の中間会社に対する債務の弁済を受けて行われるものであることを確認し、前代取及びKTP が中間会社の債務の弁済に支障が生じないようにすることを保証する旨の覚書を差し入れることとしてい

<sup>3</sup> TPG 社内における戦略プロジェクト部の呼称であり、主にM&A 業務や資金支援業務を行っている。

る（以上のスキームを総称して「日本振興銀行株式売却スキーム」という。）<sup>4</sup>。

かかる経緯で、下記5記載のとおり、TPG が中間会社に対して資金提供を行い、その直後にほぼ同額がKTPに対して提供された。

なお、詳細な金銭の流れについては、別添の事実経緯一覧表 に記載している。

## 5 中間会社を介した日本振興銀行株式買取代金の資金提供

### (1) イ社（1億7850万円の立替金支払）

平成22年6月8日、TPNはイ社に対して1億7850万円の立替金を支払っているが<sup>5</sup>、当該案件について、執行役員会承認及び取締役会承認のいずれも行われていない。

当該案件については、同年5月18日、TPG社内において、イ社から売掛金の回収代行業務を受託することについて稟議申請がなされ、同年6月8日に1億7850万円の立替金をイ社に支払うことも含め、M執行役員及び前代取の承認を得て、立替金の支払が実行された。同稟議書によれば、その区分は「N 営業に関する事項 6 - 1ヶ月50万円以上の支払」とされ、執行役員会承認及び取締役会承認のいずれも不要とされている。

また、与信申請も承認されているものの、設立1年で評点はとれない等のコメントがあるとはいえ、与信限度額は300万円と記載され、その他、イ社の財務状況を示す資料等も添付されておらず、信用力を検証した形跡も見当たらない。

なお、平成22年7月29日、当該立替金は全額回収されている。

### (2) ウ社、エ社（7000万円・6000万円の社債引受）

平成22年6月30日、執行役員会において、ウ社発行の無担保社債7000万円の引受及びエ社発行の無担保社債6000万円の引受について、M執行役員から説明のうえ、承認が求められた。同日の執行役員会には、前代取、A取締役、B執行役員、K執行役員、L執行役員、D執行役員、M執行役員、N執行役員代行、H監査役、C内部監査室長が出席していた。

しかし、当該議案についての資料が不十分であったため、H監査役から執行役員らに対して、これだけの資料で判断して責任が持てるのか等の苦言が呈され、執行役員らから前代取に対する質問が行われるようになった。かかる状況下において、前代取は、このままでは当該議案の承認を得ることは難しいと考え、執行役員らに対して、緊急避難的に行った日本振興銀行株式の売却処分の資金のため必要なものであることを示唆し、決議に対する協力を求めた。

<sup>4</sup> なお、イ社及びオ社案件に関しては、覚書の現物を確認することができなかったため、具体的な文言等は不明であるが、ウ社及びエ社とほぼ同じ内容の覚書が差し入れられているものと思われる。

<sup>5</sup> 別添の事実経緯一覧表 に記載のとおり、その後、同日中に、イ社からKTPに対して1億7850万円の融資が実行されている。

前代取の上記説明を受け、執行役員らは、日本振興銀行株式を保有し続けることのリスクや、減損処理を行うという選択肢等についても議論したが、結局、ウ社及び工社発行の社債引受について承認することもやむを得ないのではないかとの結論に至った。

結果として、同日の執行役員会において、追加資料を整えることを条件に、当該議案は承認された。そして、同日、TPN からウ社に対して 7000 万円、工社に対して 6000 万円が振り込まれた<sup>6</sup>。

なお、当該議案について、稟議申請は承認されているものの、取締役会への事後報告は行われていない。

### (3) オ社 (3500 万円の融資)

平成 22 年 7 月 28 日、TPN はオ社に対して 3500 万円の融資を実行しているが<sup>7</sup>、当該案件については、職務権限規程上、執行役員会承認及び取締役会承認のいずれも不要とされているため、いずれの承認も行われていない。

当該案件については、期限直前の同月 24 日、TPG 社内において稟議申請がなされ、M 執行役員及び前代取の承認を得て、実行された。なお、当該案件をオ社に提案するにあたっては、前代取から、オ社社外取締役であり TPG 社外取締役でもある G 氏に対して、日本振興銀行株式売却スキームの概要を説明したうえで行われた可能性もある。

また、与信申請も承認されているものの、小規模・評点なし、帝国データバンクに記載なし等のコメントがされ、その他、オ社の財務状況を示す資料等も添付されておらず、信用力を検証した形跡も見当たらないにも関わらず、与信限度額は 4000 万円と記載されている。

### (4) カ社に対する融資 (4000 万円の融資)

平成 22 年 8 月 12 日、TPN はカ社に対して 4000 万円の融資を実行しているが<sup>8</sup>、当該案件については、職務権限規程上、執行役員会承認及び取締役会承認のいずれも不要とされているため、いずれの承認も行われていない。

当該案件については、期限直前の同月 9 日、TPG 社内において稟議申請がなされ、M 執行役員及び前代取の承認を得て、実行された。なお、当該案件をカ社に提案するにあたっては上記(3)の案件と同様の時期に、前代取が G 社外取締役に依頼して、

<sup>6</sup> 別添の事実経緯一覧表 に記載のとおり、その後、翌 7 月 1 日、工社が KTP に対して 6000 万円の融資を実行し、翌日、ウ社が KTP に対して 7000 万円の融資を実行している。

<sup>7</sup> 別添の事実経緯一覧表 に記載のとおり、その後、翌 29 日、オ社が KTP に対して 2500 万円の融資を実行している。なお、残額の 1000 万円については、オ社がオ社発行の社債引受を行うにあたって使用されている。

<sup>8</sup> 別添の事実経緯一覧表 に記載のとおり、その後、翌 13 日、カ社が KTP に対して 4000 万円の融資を実行し、同日、KTP は 証券口座に同額を資金移動している。

同人を介して日本振興銀行株式売却スキームの概要を説明したうえで行われた可能性もある。

また、与信申請も承認されているものの、帝国データバンクに記載なし等のコメントがされ、その他、カ社の財務状況を示す資料等も添付されておらず、信用力を検証した形跡も見当たらないにも関わらず、与信限度額は4081万円と記載されている。

## 6 その他の合理性が疑われる取引

### (1) キ社に対する営業保証金預託

#### ア TPGグループ内における社内手続

平成21年9月11日、スリープロコミュニケーションズ株式会社(以下「TPC」という。)は、キ社との間の金融コンサルティングサービスに関する協業代理店委託契約書に基づき、キ社に対して営業保証金3000万円を預託しているが、実際には、かかる取引は行われていない。また、当該案件については、職務権限規程上、執行役員会承認及び取締役会承認のいずれも不要とされているため、いずれの承認も行われていない。

当該案件については、期限直前の同月9日、TPGグループ内において稟議申請がなされ、B執行役員及び前代取の承認を得て、実行されているが、キ社の財務状況を示す資料等も添付されておらず、信用力を検証した形跡も見当たらない。

また、契約締結申請に際して、与信申請も必要ではないかとのコメントも見られるが、与信申請が行われた形跡は見当たらない。

#### イ KTP及びキ社の間における運用委託

平成21年9月14日、KTP及びキ社の間において「名義使用に関する覚書」が締結され、KTPはキ社に対して、キ社がTPCから預託を受けた上記営業保証金3000万円を証拠金として、資金運用をキ社の証券会社口座においてキ社の名義でKTPのリスクのもと運用を行うという内容の運用委託を行った。

平成22年5月19日、キ社の代表取締役が代表社員を務めるキ'社が、金融庁に対して適格機関投資家等特例業者の届出を行ったため、一旦、上記運用委託を終了し、キ'社に対して匿名組合出資をすることとした。

そこで、同月28日、KTP及びキ社の間において「名義使用終了に関する覚書」を締結し、キ社がKTPに対して手数料を控除した運用益として570万円を振り込み、これをもって取引を精算し、終了する旨合意された。

その後、同月31日、KTP及びキ社の間において「資金貸付に関する覚書」を締結し、キ社がKTPに対して、TPCから預託を受けた上記営業保証金3000万円を貸し付け、KTPは当該資金をもって、キ'社に対して300口(1口10万円)の匿名組合出資を行った。

同年10月8日、KTPは上記匿名組合契約のうち、268口を解約し、3007万円

の振込を受けた。なお、残りの 32 口は、同月末日時点の時価評価で 359 万円となっている。

その後、同年 11 月 12 日、KTP からキ社を通じて、T P C に対して営業保証金 3000 万円が返還されている。

なお、詳細な金銭の流れについては、別添の事実経緯一覧表 に記載している。

## ( 2 ) 貸株取引

### ア ク社

平成 20 年 10 月 8 日、TPG はク社との間で、株券消費貸借契約を締結し、TPG が保有する甲社株式(平成 22 年 10 月末時価約 1252 万円)及び乙社株式(現在上場廃止)につき、同年 12 月 31 日を取引決済日として、貸借料率 3%で、ク社代表取締役の連帯保証のもと貸し付けており、当該案件については、同年 9 月 30 日の執行役員会において承認されている。

また、同日、上記株券消費貸借契約と同時に、ク社及び前代取との間でも株券消費貸借契約が締結され、同じく甲社株式(平成 22 年 10 月末時価約 1252 万円)及び乙社株式(現在上場廃止)につき、同年 12 月 31 日を取引決済日として、貸借料率 4%で貸し付けている。

上記株式は取引決済日を経過した現在においても返済されておらず、前代取が社に対して、同社からの借入れの担保として提供している。

なお、詳細な金銭の流れについては、別添の事実経緯一覧表 に記載している。

### イ ケ社

平成 22 年 6 月(契約書の日付は空欄であるが、後述のとおり、おそらく 15 日であると思われる。)、TPG はケ社との間で、株券消費貸借契約を締結し、TPG が保有する丙社株式(平成 22 年 10 月末時価約 5792 万円)につき、同月(日付は空欄)を取引決済日として、貸借料率 3%で、ケ社代表取締役の連帯保証のもと貸し付けているが、当該案件については、執行役員会承認及び取締役会承認のいずれも得られていない。

当該案件については、おそらく契約締結後に当たる同月 16 日になって、TPG 社内において稟議申請がなされ、M 執行役員及び前代取の承認を得ているものの、執行役員会への付議が行われておらず、長期間保留のままとなっていたため、否認処理がなされている。

また、平成 22 年 6 月 15 日、おそらく上記株券消費貸借契約と同時に、ケ社及び KTP との間でも株券消費貸借契約が締結され、同じく丙社株式(平成 22 年 10 月末時価約 5792 万円)につき、同日を取引決済日として、貸借料率 4%で貸し付けている。

上記株券は取引決済日を経過した現在においても返済されておらず、前代取が

社に対して、同社からの借入れの担保として提供している。

なお、詳細な金銭の流れについては、別添の事実経緯一覧表 に記載している。

### (3) TPG が契約者である生命保険契約を担保とする個人借入

平成 20 年 12 月末ころ、TPG はアクサ生命保険株式会社（以下「アクサ」という。）との間で、保険契約者兼保険金受取人を TPG、被保険者を前代取とする生命保険契約（一時払い終身保険）を締結している（保険料 2016 万 591 円を同月 26 日に払込み済み）。同じころ、前代取が 社との間で、上記一時払い終身保険に質権を設定することを条件に金銭消費貸借契約を締結し、同時に、TPG は 社との間で上記一時払い終身保険に質権を設定するため、質権設定ならびに契約解除（解約）権譲渡契約を締結した。そして、上記金銭消費貸借契約に基づく借入金は、 社から前代取の個人口座に振り込まれた。

しかし、上記生命保険契約締結及び質権設定行為についての TPG の取締役会決議による承認がなされた形跡は確認できていない。

このほか、現時点で TPG が保険契約者の保険契約につき、前代取の貸付債務の担保として質権設定がなされている例がもう一つ存在する。

まず、平成 15 年 3 月 17 日、スリープロ株式会社（現 TPG。以下「TP」という。）は、TP がピーシーエー生命保険株式会社（以下「PCA」という。）と締結する予定の保険契約に基づく請求権の上に 社に対する質権を設定する旨の確認書を同社に提示した。そして、同月 31 日に TP は、前代取を被保険者、保険契約者及び受取人を TPG とする生命保険契約を PCA と締結し、同日、TP は生命保険料 1510 万 3490 円を PCA に支払っている。それと同時に、当該保険契約について、 社を質権者とする質権が設定された。債務者は前代取で、債務額は不明である。これについては、他の事項に比して時期が古く、関係者が退職していること等から十分な調査をなし得ない状況にある。

なお、詳細な金銭の流れについては、別添の事実経緯一覧表 に記載している。

## 第 4 本件事実関係における問題点

### 1 コンプライアンス上の問題点

本件調査により認定された事実を基礎に、以下の各検討対象行為について前代取を始めとした関係者に刑事上・民事上の法的問題性が認められるかが、本件におけるコンプライアンス上の問題となる。

A) 日本振興銀行株式変形持合スキーム（ TPG の子会社 2 社が日本振興銀行の株式を引き受けることを条件に、 KTP が日本振興銀行から融資を受け、 KTP が当該資金を前代取に貸し付け、 前代取が当該資金をもって TPG 株式を買い受け

るというスキーム)

B) 日本振興銀行株式売却スキーム( TPG が中間会社数社に対する社債引受あるいは融資を行い, KTP が中間会社より社債引受あるいは融資によって得た資金を借り受け, ア社を通じて TPG の子会社 2 社から日本振興銀行株式を買い受けるというスキーム)

C) その他の合理性が疑われる取引

キ社との間で代理店委託契約の締結を仮装し, 3000 万円を営業保証金名目で同社に預託し, これを証拠金として KTP の資金運用を行かせた上で, 運用益 570 万円を KTP に入金させた後, 資金運用終了により不要となった証拠金 3000 万円をキ社から借り受けた KTP がキ' 社に匿名組合出資したこと

TPG よりク社・ケ社を経て, 甲社株式及び丙社株式の貸株を前代取が受け, これを前代取個人の借入の担保として 社に対し差し入れたこと

TPG を契約者兼受取人, 前代取を被保険者とする生命保険契約を保険会社との間で締結し, これに質権を設定することを条件に, 前代取個人が 社から融資を受けたこと

2) その他の問題点(開示上の取扱い)

この他, 有価証券報告書への関連当事者等の注記が問題となるため, この点については別途整理・検討を行う。

## 第5 関係者の対象行為の評価

1) 各検討対象行為に関する関係者のコンプライアンス上の問題点

以下, 各検討対象行為に対する個別的な検討に入るが, 検討に当たっては, まず, 前代取の問題点を中心に論じることとし, 必要に応じて各検討対象行為に關与した取締役・執行役員・監査役らについても論じていくこととする。

(1) 日本振興銀行株式変形持合スキームに関して

まず, 本スキームが前代取の私的利益確保, 即ち前代取の TPG 株取得のための融資確保と引き換えに TPG の子会社が日本振興銀行株式を引受させられた, と評価される可能性があることとの関係で, 刑事法的側面からこれを検討した場合, 取締役会の承認をもって実施されているため, 権限無く会社財産を不法に領得したものと評価し得るかは疑問がある。また, 当該行為の目的は, 前代取の持株比率向上の点があるにせよ, TPG における自己株式処分が関係金融機関からの要請によって強く求められていたため, これを達成するため実施された面が強く, 専ら前代取自身の私利を図ることが主要な目的であったとして, 刑事法の観点から責任追及がなされるほどのものが本スキーム自体に認められるとまでは言い難い。

続いて, 民事法的な観点からの検討を行うと, 日本振興銀行株式変形持合スキ-

ムは利益相反取引であるものと認められる可能性があり、この場合、会社法上必要とされる手続を経ていなければ、法令違反行為をしたことになり、任務懈怠に基づく損害賠償責任を負うことがあるため（同法第 423 条第 1 項）、この点を検討する。

日本振興銀行株式の引受は、実質的には日本振興銀行株式変形持合スキームの一貫として、前代取の資産管理会社である KTP が、TPG 株式の第三者割当を受けるための資金を日本振興銀行から融資を受けるための条件として行われており、会社・第三者間の取引であって外形的・客観的に会社の犠牲において取締役に利益が生ずる形の行為として、利益相反取引に該当する（会社法第 365 条第 1 項・第 356 条第 1 項第 3 号）。

そして、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役（利益相反取引において利益を享受する取締役）は、議決に加わることができず（会社法第 369 条第 2 項）、また、利益相反取引については、当該取引につき重要な事実を開示しなければならないところ（会社法 356 条第 1 項柱書）、本件においては、日本振興銀行株式の引受を決議するに当たっても、前代取が議長を務め、審議に参加し、議決に加わっており、上述のとおり社外取締役に對し日本振興銀行株式の引受を条件に KTP が融資を受けることやその条件等について詳細な説明を欠いた可能性もあるため、当該決議は会社法第 369 条第 2 項や同法 356 条 1 項柱書に違反し、違法である可能性が高い<sup>9</sup>・<sup>10</sup>。しかし、本件において、TPG 取締役が会社法第 356 条第 1 項第 3 号に違反して日本振興銀行株式の引受を行ったことによって、TPG に損害が発生したと言える事情は見当たらない。すなわち、日本振興銀行株式の引受における払込価額について、1 株 291,000 円という金額の妥当性が問題となるが、払込価額は、株式会社サンライズ・アカウンティング・インターナショナルによる株価算定書に基づくものであり、直ちに不合理な金額であるとは言い難い。また、日本振興銀行株式の株価は平成 22 年 4 月末以降下落の一途を辿っているが、平成 21 年 10 月当時においては、かかる事情についてまで予見可能性が認められるとはいえないため、仮に当該事情に基づいて損害が発生したとしても、平成 21 年 10 月における日本振興銀行株式の引受との間に相当因果関係があるとは認められない。

したがって、日本振興銀行株式変形持合スキームに関して、意思決定の過程に違法性があつたことを否定しきることはできないものの、取締役の損害賠償責任の問

<sup>9</sup> なお、形式的には平成 21 年 10 月 8 日付け臨時取締役会で承認されたものとして取り扱うこととされたため、同月 15 日付け取締役会議事録にはその旨の記載がされていないが、同月 8 日付け臨時取締役会の議事録は作成されていないため、この点については、会社法第 369 条第 3 項に違反していると言わざるを得ない。

<sup>10</sup> もっとも、当該決議の効力については、特別利害関係取締役が議決権を行使した場合において、それを除外しても決議が成立した場合は、原則として決議無効事由とはならないと解されている。ただし、本件においては、前代取が議長を務めているところ、特別利害関係人である取締役が議長として議事を主宰したときは、違法無効な決議となると解する見解や、決議の無効は議事進行が不公正であった場合に限定されるべきであるとする見解もある。

題を生じさせるものではないと思われる。

## (2) 日本振興銀行株式売却スキームと中間会社の社債引受及び融資

### ア はじめに

平成 22 年 6 月 8 日に行われた TPG からイ社に対する立替金 1 億 7850 万円の支払は、同日にイ社が KTP に対して同額を融資することを前提とすることによって、TPG が KTP に対して、KTP がア社を通じて TPG から日本振興銀行株式を買い取るための資金を提供するために行われたものであり、イ社は中間会社として利用されたに過ぎない。

また、その後、平成 22 年 6 月 30 日に行われたウ社の社債 7000 万円の引受、エ社の社債 6000 万円の引受及びオ社に対する 3500 万円の融資も、同様の目的で、それぞれ KTP に対してほぼ同額の融資を行うことによって、KTP のイ社に対する貸金返還債務及びイ社から TPG に対する立替金返還債務を精算して付け替えたものに過ぎない。

さらに、カ社に対する融資 4000 万円については、当該融資が行われた日の翌日である平成 22 年 8 月 13 日にカ社が KTP に対して 4000 万円の融資を実行し、同日、KTP は証券口座に同額を資金移動しているが、カ社及び KTP 間の融資の目的はオ社に対する融資金の返還目的であったと前代取は述べているところであり、上述のウ社外 3 社の取引時期とは若干時期が異なるが、本スキームの一環として、これが行われている可能性が認められる。

イ社については、音信不通であり、調査ができなかったことに加え、同社に対する立替金は既に全額が回収済みであるため、以下においては、ウ社及びエ社の社債引受並びにオ社及びカ社に対する融資について、はじめに前代取の刑事法的観点からの問題性の有無を検討し、その後、前代取を含めた取締役、執行役員及び監査役についてこれら行為に関する民事法的観点からの分析を行うものとする。

### イ 本スキーム及び中間会社の社債引受及び融資についての刑事法的観点からの検討

中間会社 4 社への TPG からの社債引受及び融資と、これら会社から KTP への融資実行は極めて近接した日に行われた上、契約書の体裁も同じであり、さらにこれら 4 社から TPG への債務弁済については KTP 及び前代取が責任を持つ旨の覚書が締結されているようであり、実質的には、TPG から KTP への貸付と評価することができる。

この点、これらは稟議規程に基づき、執行役員会議の承認等、必要な手続を経て実施された事項であり、権限無く会社財産を不法に領得したものと評価し得るかは疑問のあるところである。

次に、ウ社、エ社及びオ社から KTP に貸し付けられた 1 億 5500 万円の金銭は、

KTP が TPG から日本振興銀行株式を購入するための資金として使用されており、かかる日本振興銀行株式売却スキームの目的は、日本振興銀行株式の価値下落による TPG の減損の回避、同株式所有による TPG のレピュテーションリスクの回避等にあったといえる。したがって、少なくともこの点において前代取に「図利加害目的」が存在したと認めることは難しいものといわざるを得ない。

また、力社からの融資金 4000 万円については、融資時期が上述の 3 社のそれと若干ずれているほか、KTP 名義の証券口座に資金移動され、その後、KTP の資金繰りに使用されているものと認められるため、この点から前代取に積極的な「図利加害目的」が認められないかが問題となり得るが、時期のずれに関しては、もともと日本振興銀行株式売却スキームを説明の上で力社に対して行い協力を求めたが、同社が当初は協力を渋っていたため、最終的に上述の 3 社の場合に比して説得に時間を要したことにより生じたものである。また、その後の本件資金の用途については、最終的に資金移転当時の前代取の意図が明確には分からないため、疑いは残るが、少なくとも実際にこれを KTP 自身の資産を増加させる目的で積極的に投資・運用の用に供し、収益を上げる等、前代取の私的な利益を図るために使用されている状況までは認められず、上述の協力依頼時の経緯とも相俟って、当該金員の KTP への入金目的が上述の中間会社 3 社の場合とは全く別個のものとして捉えることも難しいところといえる。

更に、かかる事象が発生した根源に遡って検討をした場合、究極的には前記(1)において検討した TPG 自社株の前代取による取得とその見合いで日本振興銀行株引受をなさざるを得なかったことが発端ということになるが、この点について前代取の私利を図ることが主要な目的であるとは認定し難いことは前述のとおりである。

以上を前提とした場合に、当該スキームについて前代取に刑事責任を認めるほどのものが存するとまで解することは難しいものといわざるを得ない。

## ウ 本スキーム及び社債引受・融資に関する前代取の民事法的観点からの検討

### (ア) 問題の所在

次に、民事法的な側面からの検討であるが、まず前代取が日本振興銀行株式売却スキームを策定して、中間会社の社債引受及び融資の実行を意思決定したことが、取締役の善管注意義務に違反するかどうかを検討する(会社法第 423 条 1 項、会社法第 330 条・民法第 644 条)。

この点、会社は、自らを名宛人とするあらゆる法令を遵守すべきは当然であり、取締役がその職務遂行に際して会社を名宛人とする法令を遵守することは、取締役の会社に対する任務である。したがって、取締役が具体的な法令に違反する行為をした場合は、ただちに任務懈怠となる(最判平成 12 年 7 月 7 日民集 54 巻 6 号 1767 頁〔野村証券代表訴訟上告審判決〕)。

取締役の善管注意義務違反の判断にあたっては、いわゆる経営判断の原則に基づいて検討することがあるが、当該経営決定がいかに会社に新たな富をもたらすものであっても、それが違法なものであれば、経営判断原則の適用はないところであると解されている（大阪高判平成18年6月9日判タ1214号115頁〔ダスキン株主代表訴訟事件〕等参照。）

そこで、まず前提として、日本振興銀行株式売却スキームの適法性を検討する必要がある。

#### （イ）利益相反取引

端的なところでは、才社に対する融資金支払期限が切迫していないにも拘らず、KTPよりカ社を通じて4000万円もの資金融通を受け、KTP名義口座にて何時でも動かせるよう準備がなされている状況からも明らかなとおり、仮にTPGの利益に資するようこれら資金が利用されていたとしても、日本振興銀行株式売却スキームにおける一連の中間会社の社債引受及び融資は、結局のところ、前代取の資産管理会社であるKTPに対する資金提供に過ぎないため、会社・第三者間の取引であって外形的・客観的に会社の犠牲において取締役に利益が生ずる形の行為として利益相反取引に該当する（会社法第365条第1項・第356条第1項第3号）。

しかし、上記各取引のいずれも、TPGの取締役会による承認決議を得ておらず、同条項に違反し、違法であると言わざるを得ない。

そして、イ社からの立替金処理を発端とする約3ないし4ヶ月間の一連の金員の慌しい動きからも明らかな様に、仮に発覚しなければ、いわば自転車操業的に進められていたKTPの資金融通のため、前代取により更なる迂回融資が行われ、TPGの資産をさらに毀損していた可能性も否定できない。

#### （ウ）減損処理回避の目的について

本件における日本振興銀行株式売却スキームは減損処理回避の目的として主観的にTPGの利益のために行われたものと見ることができ、この目的と上記スキーム自体の関係について、検討する。

そこで、上記スキームを検討してみるに、その実質は、結局のところ、市場関係者を欺くものであるのではないかと思われる。すなわち、TPGが著しく価値が毀損しつつある日本振興銀行株式を保有し続けられ、いずれ100%減損しなければならず、TPGの利益のためには、何としてもそれを避けなければならないという目的があったとしても、日本振興銀行株式売却スキームを実行したところで、TPGからは日本振興銀行株式の簿価全額に相当する金額がキャッシュアウトされ、中間会社及びKTPに返済能力がないとなれば、TPGの保有していた日本振興銀行株式は回収可能性の無い債権に変わるに過ぎない。そうであれば、結局、日本振興

銀行株式を減損することと何ら変わりはないことになる。

したがって、中間会社及びKTPに十分な返済能力がないという場合には、日本振興銀行株式の減損処理を避け、日本振興銀行株式売却スキームをTPGにとってメリットのある形にするためには、回収可能性の無い債権を、あたかも回収可能性のある債権であるかのように見せかけることが必要となり、現に本件においては実態とは異なる中間会社の決算書及び税務申告書を作成した形跡が残されているとあり、日本振興銀行株式の減損処理を避けるという目的自体が、実態とは異なる中間会社の決算書等を作成して監査法人の指摘を免れるという不正行為なしでは成り立たない可能性が高いものと考えられる。

#### (エ) レピュテーションリスク回避の目的について

日本振興銀行株式を保有するリスクが、減損リスクだけではなく、レピュテーションリスク、ひいては銀行融資を受けられなくなるリスクにまで繋がるとすれば、不正行為を行って減損を免れる目的ではなく、あくまでレピュテーションリスクを回避するために、回収可能性の少ない債権に変えてでも処分する目的があり得るので、この目的と日本振興株式売却スキームの関係について検討しなければならない。

そもそも日本振興銀行株式の保有自体が銀行融資を受けられなくなる程の悪影響をもたらすかには疑問の余地もあるが、仮にこれが正しいにしても、日本振興銀行株式売却スキームは、実質的にはTPGからKTPに対して日本振興銀行株式の買取代金を提供し、TPGからKTPに対して日本振興銀行株式を売却するスキームになっている以上、本来であれば、関連当事者取引として注記記載をして開示しなければならない。そうである以上、たとえ同スキームに基づいて日本振興銀行株式を売却したところで、TPGが日本振興銀行株式を保有していたという事実は公表せざるを得ないのである。

したがって、日本振興銀行株式を保有することによるレピュテーションリスクを完全に回避して、日本振興銀行株式売却スキームをTPGにとってメリットのある形にするためには、KTPに対する資金提供及び日本振興銀行株式の売却について、中間会社やア社を介することによって、関連当事者取引に該当しないかのように見せかけて開示をしないようにすることが必要となり、日本振興銀行株式の保有によるレピュテーションリスクを回避しようとするれば、開示規制違反という不正行為なしでは成り立たない可能性が高いものと考えられる。

#### (オ) その他の違法行為

以上のほか、日本振興銀行株式売却スキームの実行にあたっては、上記以外にも違法行為が行われている。

すなわち、日本振興銀行株式は譲渡制限株式であるところ、本来の日本振興銀行株式売却スキームの目的からすれば、日本振興銀行がTPGからア社に対する株式譲渡についての承認を得れば良いのであるが、同行からの譲渡承認を安易に取得するため、TPGは直接KTPに譲渡を行う旨の株式譲渡承認請求を行い、その承認を得ている。一方、会計監査においては、上述の様な株式譲渡承認請求を前提とした株式譲渡承認通知をそのまま提出すると、関連当事者取引となるため、監査法人に対して、実際の内容とは異なる株式譲渡承認通知の写しを作成し、あたかもア社に対する株式譲渡について日本振興銀行に対し請求を行って承認を受けたかのように装っている。

#### (カ) 善管注意義務違反

日本振興銀行株式売却スキームは、KTP及び中間会社に十分な返済能力がない場合には、実態とは異なる中間会社の決算書等を作成して監査法人の指摘を免れるという不正行為なしでは減損処理を回避するという目的を達成できず、開示規制違反を行わなければレピュテーションリスクを回避するという目的も達成できない可能性が高いものである。

実際のところ、中間会社については、ウ社、エ社、オ社及びカ社の決算書を閲覧した限りにおいて、もともと、必ずしも十分な返済能力があるものではなく、それゆえ、前代取も実態と異なる内容の中間会社の決算書を作成させていたものと考えられる。また、KTPについても、後記(キ)記載のとおり、KTPの資産の大部分は前代取への貸付金であり、当時はまだ前代取が代表取締役を辞任していない状況にあったにせよ、前代取個人の保有資産の大部分も個人借入の担保に供されている可能性があることから、KTPに十分な返済能力があったとは評価しがたい。

したがって、日本振興銀行株式売却スキームは不正行為を前提としなければその目的を達成できない可能性が高いという点に鑑みれば、著しく合理性を欠くものであると評価される可能性は高いと考えられる。

以上に加え、利益相反取引を含むにも関わらず取締役会決議による承認を得ていない点も合わせて考慮すれば、前代取が日本振興銀行株式売却スキームを策定して、中間会社の社債引受及び融資の実行を意思決定したことについては、取締役の善管注意義務に違反すると考えられる。

#### (キ) 損害・因果関係

まず、日本振興銀行株式売却スキームに関する関連取引についての相手先別債権残高を見ると以下の様な状況が認められる。

TPG グループ保有 投資有価証券（社債）	平成 22 年 7 月末残高	平成 22 年 10 月末残高	平成 22 年 11 月末残高
ウ社	7000 万円	7000 万円	7000 万円
エ社	6000 万円	6000 万円	6000 万円
小計（A）	1 億 3000 万円	1 億 3000 万円	1 億 3000 万円

TPG グループからの 短期貸付金	平成 22 年 7 月末残高	平成 22 年 10 月末残高	平成 22 年 11 月末残高
オ社	3500 万円	3500 万円	3500 万円
カ社	-	4000 万円	4000 万円
小計（B）	3500 万円	7500 万円	7500 万円
合計（A）+（B）	1 億 6500 万円	2 億 500 万円	2 億 500 万円

前述の日本振興銀行株式売却関連取引の結果、調査報告書作成日現在、貸借対照表に計上されている上記債権は回収可能性に疑義が生じており、未回収となった場合には、会社に損害が発生する。

この点、各社の返済能力の観点から考えるに、上記ウ社、エ社、オ社、カ社（以下合わせて「4社」という。）の決算書を閲覧した限りにおいては、TPN から上記4社に対する投融资額を各社の事業収支ないし KTP 向け貸付金以外の保有資産によって返済することは困難であると考えられるため、現実的には4社はKTPより回収した資金を原資として、TPN に対する債務を返済せざるを得ないと考えられる。

そして、KTP 及び前代取の返済能力の観点から見ていくと、KTP の資産の大部分は、前代取への貸付金であり、以下の理由により、前代取に資力がない可能性があることから、KTP 自体も返済能力がない可能性があると考えられる。

前代取は、平成 22 年 11 月 18 日付取締役会で TPG の代表取締役を退いており、今後安定的な収入が見込めるか不透明であること。

前代取個人が保有する資産の大部分は、前代取個人の借入金の担保に供されている可能性があること。

以上より、4社は、KTP 向けの貸付金が回収できない可能性がある。

したがって、その結果、TPN が4社向けに有する債権も未回収となった場合には、会社に損害が発生するものと考えられる。

#### （ク）結論

以上より、前代取については、ウ社及びエ社発行の社債引受、オ社に対する融資並びにカ社に対する融資の全てについて、善管注意義務違反があると解される。

## エ 意思決定に関与した執行役員の善管注意義務違反

### (ア) 問題の所在

ウ社及びエ社の社債引受については、平成 22 年 6 月 30 日の執行役員会において決議されているため、前代取のほか、A 取締役、B 執行役員、K 執行役員、L 執行役員、D 執行役員、M 執行役員及び N 執行役員代行によって意思決定が行われている。一方、オ社及びカ社に対する融資については、前代取のほか、M 執行役員によって意思決定が行われている。

執行役員の善管注意義務については、その業務執行の範囲に即して判断すべきであるところ、執行役員会規程の中に「取締役会付議事項を除く会社の業務執行に関する重要事項の決定」が含まれているため、これに関する義務違反の有無が議論となり得る。

この点、平成 22 年 6 月 30 日の執行役員会においては、前代取から執行役員らに対して、緊急避難的に行う日本振興銀行株式の処分のため必要なものであることを示唆するにとどまり、日本振興銀行株式売却スキームの具体的内容までは説明されなかった可能性も十分にある。また、オ社及びカ社に対する融資についても、M 執行役員は稟議書上に表れた事実関係しか認識しておらず、日本振興銀行株式売却スキームの一環として行われていることを認識していなかった可能性も十分にある。

そこで、以下においては、上記執行役員らに日本振興銀行株式売却スキームの具体的内容の認識まではなかったことを前提として、経営判断の問題として善管注意義務に違反するものであるか否かについても検討する。

### (イ) 経営判断の原則に基づく検討

通常、融資を行う以上、少なくとも中間会社の財務状態に関する情報収集を行い、回収可能性についての十分な検討に基づく判断を行うべきである。ところが、本件においては、かかる情報収集・判断を行っておらず、融資を行うに際して最低限必要とされる事実の認識に努めていたとは言い難い。特に、オ社及びカ社に対する融資については、前代取から、日本振興銀行株式売却のために必要であるという事情すら説明されなかった可能性もあるが、この場合はなおさら同様の指摘が当てはまる場所である。また、前代取から不十分ながら資金使途が日本振興銀行株式の買取資金のために必要との資金使途を示唆されているのであれば、日本振興銀行の株式は明らかに価値が下落していくものであることから、中間会社の返済可能性に更なる疑問が生じるものであり、資金使途の吟味もさらに必要となるといわざるを得ないが、そのような吟味がなされた形跡はない。さらに、日本振興銀行株式の減損回避を目的としているのであれば、重要な経営事項であ

るとして直ちに取締役に報告し取締役会の開催を求めて取締役会での審議を経るなどの措置を取ってもいない。

仮に、日本振興銀行株式に 100%減損のリスクがあるとしても、中間会社及びKTP に返済能力がなければ結局 100%減損を行うことと変わらないため、およそ合理的であるとは言い難いことになり、少なくとも、どちらの価値が高いかを検証することが必要であったと評価される可能性は否定できない。

また、レピュテーションリスクを回避するために回収可能性の少ない債権に変えてでも処分した方が良いのではないかと、この見方に関しては、売却を行ったところで同行との過去の関係性が事実として存在する以上、それが表面化してある程度のレピュテーションの悪化を受けると残るリスクが残ることは否定できないことも考慮すると、回収可能性を無視してでも緊急に売却する必要性が極めて高かったとまで言えるかどうかは疑問の余地が残る。

したがって、上記執行役員らには、必ずしも前提事実の認識に重大かつ不注意な誤りがなかったとは言い切れず、その意思決定の内容が著しく不合理・不適切であったと評価される可能性の余地がある。

他方、一般的に、執行役員には取締役の職務を監視・監督する職務権限がなく、かかる義務を負うものでもないとも解されている。上記執行役員会における審議は、議案の目的等の背景事情の説明も含め、前代取の主導のもと行われているが、本件で執行役員らから積極的な調査・情報収集を行い、当該議案の実行を抑止すべきであったかは、具体的な審議状況に即し、なお検討の余地がある。また、善管注意義務が尽くされたか否かの判断は、行為当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったかを基準になされるべきで、事後的・結果論的な評価がなされてはならないところでもあり、日本振興銀行の将来が不確実な状況下で、前代取から断片的な情報のみを与えられ、迅速な決断を迫られた可能性のある執行役員らの置かれた状況については、一定の配慮も必要である。

したがって、上記執行役員らが、日本振興銀行売却スキームの内容についての程度の認識を有していたか否かも含め、その責任の有無についてはなお慎重な検討を要するとも考えられる。

以上、A 取締役・執行役員、B 執行役員、K 執行役員、L 執行役員、D 執行役員及び N 執行役員代行については、ウ社及びエ社発行の社債引受について、M 執行役員についてはこれにオ社及びカ社に対する融資を加えた全てについて、その各執行役員の具体的な認識状況によっては善管注意義務違反があると解される可能性の余地のあるコンプライアンス上不適切な行為ではあるが、その法的責任の有無についてはなお慎重な検討を要するものと解される。

## オ 意思決定に関与していない取締役の監督責任

### (ア) 不正行為の疑いを認識する前の監督義務違反

前代取以外の取締役については、そもそも日本振興銀行株式売却スキーム自体のみならず、中間会社に対する社債引受及び融資の事実も認識していないため、当時の責任としては、リスク管理体制（いわゆる内部統制システム）構築義務違反及びそれに対する監視義務違反の有無が問題となり得る。

すなわち、取締役には、業務遂行の一環として、他の取締役の業務執行に対する監督義務があるところ、監督義務に関しては、ある程度以上の規模の会社の取締役には、いわゆる内部統制システム構築義務が学説及び判例上、一般に肯定されているため、不正行為を認識する前については、代表取締役及び業務担当取締役による内部統制システム構築義務違反並びにその他の取締役による監視義務違反の有無が問題となり得る。

これを本件について検討するに、一応、職務権限規程、稟議規程等は整備されており、実務上、機能させることは困難な面があったことは否定できないとしても、制度自体が著しく不合理であるとまでは言い難い。

この点、本件において問題となった取引についても、内部統制システムの不備が直接の原因であるというよりも、本件取引がそもそも、当時、代表取締役であった前代取及び内部監査室長である C 氏という本来不正行為を監視すべき上層部の人間が主導していたことに、これを防止できなかった原因があると考えられる。実際にも、前代取及び C 内部監査室長自身が直接、又は F P 部門の従業員を利用して、総務部や経理部に指示をして、事実上、総務部や経理部でチェックできないスケジュールで稟議手続等を通らせようとしたり、口頭承認を得ている旨伝えて手続を通そうとする場面も多々見受けられるところであり、内部統制システムによってかかる事態まで予測して防止させなければならぬとまでは言えないものと思われる。

よって、前代取及び業務担当取締役による内部統制システム構築義務違反があるとまでは言えず、したがって、その他の取締役に監視義務違反はないものと思われる。

### (イ) 不正行為の疑いを認識した後の監督義務違反

その後、内部告発を受けた監査役会から取締役会に対して、上記不正行為の疑いが報告されたため、取締役の監督義務として、不正行為を調査し、これを是正する措置をとる必要性が生じる。

この点については、取締役会において、第三者調査委員会の設置を決定し、その報告を受けて再発防止策を行うことを予定しているところであり、特に問題点は見当たらない。

もっとも、G 社外取締役については、監査役会からの上記報告以前に、オ社及びカ社に対する融資を実行する際、前代取から日本振興銀行株式売却スキームの概要説明を受けたうえで、協力を打診された経緯が認められる可能性もあるため、その説明内容を含めた具体的経緯によっては、前代取による不正行為の疑いを認識したにも関わらず、何らの調査・是正措置もとらなかったとして、取締役の監督義務を怠った点について善管注意義務違反が認められる可能性がある。

#### カ 監査役の善管注意義務違反

前述のとおり、ウ社及びエ社の社債引受を決定した平成 22 年 6 月 30 日の執行役員会に出席した執行役員らについては、その責任の有無についてはなお慎重な検討を要するものの、善管注意義務違反があると解される可能性を否定し切れないところ、H 監査役については、ウ社及びエ社の社債引受を決定した平成 22 年 6 月 30 日の執行役員会に出席している。

したがって、上記執行役員らの責任の有無と同様の検討に基づき、上記執行役員会における前代取の説明やそれを受けた H 監査役の認識の内容によっては、前代取による不正行為の疑いを認識していたか又は認識すべきであった可能性も否定できないところであり、取締役の職務執行の監査という職務（会社法第 381 条）を怠ったとして、善管注意義務違反が認められる可能性がある。

#### (3) キ社に対する営業保証金預託

本件では、TPG とキ社との間の金融コンサルティングサービスに関する協業代理店委託契約書に基づく営業保証金として 3000 万円が預託されているが、実際は、当該委託は行われておらず、平成 21 年 9 月 14 日、KTP 及びキ社間で「名義使用に関する覚書」が締結され、KTP はキ社に対し、キ社が TPG から預託を受けた上記営業保証金 3000 万円を証拠金として、資金運用をキ社の証券会社口座においてキ社の名義で KTP のリスクの下で行うという内容の運用委託を行った。

その後、平成 22 年 5 月 28 日、KTP・キ社間の「名義使用終了に関する覚書」締結を契機にキ社名義での資金運用は終了し、キ社より KTP に運用益として 570 万円が振り込まれた。さらに、キ社に預託されていた 3000 万円は、同月 31 日、KTP 及びキ社間の「資金貸付に関する覚書」締結によりキ社から KTP に貸し付けられ、KTP からキ社に対する 300 口（1 口 10 万円）の匿名組合出資の出資金として使用された。

要するに、「KTP による投資用の現金を差入保証金名目で TPG より引き出した」ということになるが、真の目的を隠して得た稟議承認があることをもって当該引出行為を TPG の承認下のものと評価することはできず、これについては前代取が委託の趣旨からは凡そ認められない事項を独断で行い、会社代表者として管理する会社

財産のうち 3000 万円を不法に領得したものであるとして、刑事面での責任が問題となり得るものというべきである。

また、当該 TPG の業務を装った会社資金の私的利用について、前代取に善管注意義務違反があることは明らかである。平成 21 年 9 月 11 日の TPG の出金から平成 22 年 11 月 15 日の返還までに、1 年以上の期間が経過しており、この間 TPG は当該金員の運用機会を奪われた形になるほか、上記のとおり運用益 570 万円が KTP に振り込まれている事実や、KTP からキ社を通じて TPG に返還された上記 3000 万円の構成は、キ社から返還された 268 口の出資 2680 万円と運用益 327 万円のうちの 3000 万円とのことであり、359 万円相当の 32 口の匿名組合出資が未だ KTP に滞留している事実も認められる。以上の各事情に照らせば TPG にはいずれにせよ損害が発生しているものと解されるが、TPG への上述の 3000 万円の返金の事実とあわせ、この点は慎重に検討する必要がある。

#### (4) 貸株取引

TPG のク社に対する貸株については、同時に、ク社及び前代取自身との間でも TPG・ク社間とほぼ同じ内容の株券消費貸借契約が締結され、前代取がク社に対して、同社からの借入れの担保として提供している。

また、TPG のケ社に対する貸株についても、同時に、ケ社及び KTP との間で TPG・ケ社間と同じ内容の株券消費貸借契約が締結されて貸株が行われ、KTP から再度の貸株を受けた前代取が最終的にク社に対して、同社からの借入れの担保としてこれを提供している。

かかる状況からすると、この件について、前代取は、最初から前代取自身若しくは KTP が TPG 保有の株式を利用する目的で、いわばダミーとしてク社及びケ社に対する貸株を実行したものであるべきであり、その実質は前代取と TPG との間の利益相反取引というべきである。この場合、本来 TPG 内での取締役会決議が必要であるが、本件各取引についてこれが行われた形跡はない。

また、各株券消費貸借契約の性質に鑑みれば、その区分は「財務に関する事項 7 有価証券の取得及び運用管理」に該当し、その目的は、「資本・業務提携等で取得した上場相手先の有価証券をただ証券会社預りに留めることなく、品貸し料等の収受により保有資産の有効活用を図ります」とあるから、「提携等を目的とした有価証券の取得及び売却」に該当すると解すべきであり、本来、職務権限規程によれば、5000 万円未満の場合は執行役員会の承認が、5000 万円以上の場合は取締役会の承認が必要であるところ、実際の各稟議では「財務に関する事項 8 手形・小切手及び有価証券の現物管理」と実態に即さない形で分類されてしまい、これら決議が行われた形跡は無い。

要するに、本件貸株取引に関しては、本来の取引実態とは異なる形での稟議区分

が選択され、本来必要な取締役会決議・執行役員会議を経ぬまま、実行されているものであるが、上述の各貸株取引の性質を TPG 側に明らかにせぬまま、前代取の主導でかかる稟議区分の選択が行われているとすれば、これは専ら自身の利益のために権限無く会社財産を不法に領得したものであるというべきであり、刑事上の責任が問題となり得るものである。

また、これら取引については、刑事上の問題のみならず、利益相反取引であるにもかかわらず適切な手続がとられていない等、民事上の法令違反行為も認められ、いずれにせよ前代取に善管注意義務違反が認められるものというべきである。

そして、上記各株券は取引決済日を経過した現在においても返済されていないことから、これを前提に当該取引を巡る TPG の損害を見ていくと、まず各貸株銘柄の時価については以下の様な状況が認められる。

貸株先	貸株銘柄	貸株提供日	平成 22 年 10 月末時価
ク社	甲社	平成 20 年 10 月 8 日	1252 万円
ケ社	丙社	平成 22 年 6 月 15 日	5792 万円

この点、ク社の直近の決算書を閲覧したところ、平成 22 年 10 月末時点の貸株の時価を上回る純資産金額を有しており、当期純利益も計上しており、TPG がク社の事業収支により貸株を回収できる可能性は存在する一方、ケ社の決算書を閲覧したところ、貸株を各社の事業収支ないし KTP 及び前代取向けの貸株以外の保有資産によって返済することは困難であると考えられる。そのため、現実的には各社は KTP 及び前代取より回収した貸株を原資として、TPG からの借り受けた株式を返済せざるを得ないと考えられる。

そして、KTP 及び前代取には前述のとおり、資力がない可能性がある。

以上より、ク社に対する貸株については回収の可能性はあるものの、ケ社に対する貸株については回収できない可能性があり、未回収となった場合には、会社に損害が発生する。

この様に、この件について、前代取には民事上問題とすべき点も認められると評価される<sup>11</sup>。

#### (5) TPG が契約者である生命保険契約を担保とする個人借入

本件では、平成 20 年 12 月末ころ、前代取個人が 社から融資を受ける条件とし

<sup>11</sup> 執行役員会による承認も行われているが、執行役員会においては、ク社及び前代取との間の貸株までは認識されておらず、ク社に対する貸株自体が直ちに著しく不合理であると認められる事情は見当たらない。

て、質権を設定することを前提に、TPG がアクサとの間で、契約者兼受取人を TPG、被保険者を前代取とする生命保険契約（一時払い終身保険）を締結しているが（保険料 2016 万 591 円を同月 26 日に払込み済み）、保険契約締結については稟議書が存在するものの、質権設定については取締役会による承認を得ずに、前代取が TPG 名義で 社との間で質権設定ならびに契約解除（解約）権譲渡契約を締結した。この際、 社から、法律上求められる社内手続を経ていることの証明を求められたため、A 取締役が署名押印した手続的不備のないことを確認する確認書が 社に提出されている。

この前代取の 社からの借入れは、TPG の資本政策の一環として行っていた 社との資本提携の協議が調わなかったため受けることとなったものとのことであるが、 社から前代取の個人口座に振り込まれた借入金がどのように使用されたかは不明である。

経営者に不慮の事故があった場合の企業の損失補填を目的とするいわゆるキーマン保険は一般的に行われるものであるが、これに代表取締役の個人借入れのための質権を設定することは、利益相反取引に該当するため、取締役会決議による承認を要するものである。

ここで、「前代取個人が金融の利益を得るために TPG が契約者である生命保険契約を担保に供した」ということになると、当該質権設定行為を TPG の承認下のものと評価することはできず、これについては前代取が委託の趣旨からは凡そ認められない事柄を独断で行い、権限無く会社財産を不法に領得したものとして、刑事面での責任が問題となり得るものというべきである。

また、上述の状況に照らし、前代取が、担保供与の目的を秘して、会社の資金を私的運用に利用したものであるということになると、前代取には善管注意義務違反が認められることになる。

なお、TPG が契約者である生命保険契約を担保とする個人借入は、平成 15 年にも行われており、PCA との間の一時的払い終身保険（保険料 1510 万 3490 円）については、未だに、前代取の 社からの借入の担保として質権が設定されたままとなっている。他の事実に比較して時期が古い関係で、関係者が退職していること等もあり、証言を得られ難い状況があること等から、十分な調査を実施し得たとはいえないが、生命保険契約の締結についての取締役会決議はなされているものの、上述のアクサの場合と同様の構図が当該取引においても認められる可能性も完全には否定出来ないところである。

仮に 2 つの取引に善管注意義務違反が認められるとした場合の TPG の損害については、まず、質権設定されている生命保険契約の締結保険会社及び保険積立金の金額につき、以下の様な状況が認められる。

保険会社	保険積立金	質入先
PCA	1510 万円	社
アクサ	2016 万円	社

この点、TPG が貸借対照表に計上している保険積立金に関する生命保険契約には前代取が締結した金銭消費貸借契約に対する担保として質権が設定されている。調査報告書作成日現在、貸借対照表に計上されている保険積立金は、質権が設定されている生命保険契約に関連する前代取の債務額を上回っている可能性がある。

そして、前述のとおり、前代取に資力がない可能性がある。したがって、前代取の社に対する債務金額相当額の保険積立金については、回収できない可能性があり、未回収となった場合には、会社に損害が発生する。

## 2 その他の問題点（開示上の取り扱いについて）

### （1）担保資産の注記

< TPG が締結した前代取を被保険者とする生命保険契約の一覧 >

生命保険会社	契約日	質権設定日	解約日
PCA	平成 15 年 3 月 31 日	平成 15 年 3 月 31 日	—
ブルデンシャル	平成 15 年 4 月 30 日	平成 15 年 4 月 30 日	平成 21 年 11 月 24 日
アクサ	平成 20 年 12 月 26 日	平成 20 年 12 月 26 日	—

TPG は、前代取を被保険者とする、上記 PCA、ブルデンシャル生命保険株式会社（以下「ブルデンシャル」という。）及びアクサの 3 社との間に生命保険契約を締結しており、貸借対照表に当該契約に基づく保険積立金を計上している。また、上記生命保険契約は、前代取の個人的借財の担保として保険契約締結日に質権を設定されている。

「財務諸表等規則」第 43 条の担保資産の注記の規定により、資産が担保に供されているときは、その旨を財務諸表に注記する必要がある。平成 22 年 10 月末現在、TPG は、貸借対照表の資産の部に保険積立金 3526 万円を計上している。当該保険積立金は、TPG が PCA 及びアクサと締結した生命保険契約にかかるものであり、当該保険積立金にかかる生命保険は、質権設定がなされている。したがって、平成 22 年 10 月期の有価証券報告書上、保険積立金 3526 万円は担保に供されている旨の記載について、TPG と監査法人の間で検討が必要であると考えます。

### （2）関連当事者との取引に関する注記

#### ア 日本振興銀行株式の売却取引

KTP は前代取が 100%出資している会社であり、「企業会計基準第 11 号 関連当事者の開示に関する会計基準」第 5 項(3) に規定されている関連当事者に該当する。また、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第 16 項により、関連当事者が個人グループ<sup>12</sup>で取引金額が 1000 万円を超える場合に開示対象となる。

TPG グループによるア社を介して日本振興銀行株式を売却する取引及びこれに関連する TPG グループからの資金調達取引は、形式的・名目的に第三者を通してしているものの、実質的には KTP と TPG グループとの直接取引であり、「関連当事者の開示に関する会計基準」第 8 項の規定より、関連当事者との取引と考えられる。また、当該取引は、1000 万円を超える取引であり、開示対象取引である。

以上より、平成 22 年 10 月期の有価証券報告書上、日本振興銀行株式の売買取引、同株式取得代金を工面するために 4 社を介して行った資金取引の関連当事者との取引に関する注記について、TPG と監査法人の間で検討が必要であると考ええる。

#### イ 貸株取引

上記アに記載の貸株取引について、TPG によるク社及びケ社を介しての前代取及び KTP への貸株取引は、形式的・名目的に第三者を通してしているものの、実質的には KTP 及び前代取と TPG との直接取引であり、「関連当事者の開示に関する会計基準」第 8 項の規定より、関連当事者との取引に該当すると考えられる。また、調査報告書作成日現在、該当取引の株式の時価総額は 1000 万円を超えており、開示対象取引である。

したがって、貸株取引について、関連当事者取引として有価証券報告書上で開示するか否か、TPG と監査法人の間で検討が必要であると考ええる。

#### ウ 保険積立金

前記 1 (5) に記載の保険積立金について、前代取は TPG の取締役であり大株主であるため、「企業会計基準第 11 号 関連当事者の開示に関する会計基準」第 5 項(3) 及び の関連当事者に該当する。そして、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第 16 項及び第 17 項(3)により、関連当事者が個人の場合には、期末時点で担保提供資産に対応する債務残高が 1000 万円を超える場合に開示対象となる。本件の場合、質権設定されている生命保険契約に対応する前代取の債務は平成 22 年 10 月末現在 1000 万円を超えていることが確認されている。したがって、貸借対照表の保険積立金に関する質権設定について、関連当事者取引として有価証券報告書上で開示するか否か、TPG と監査法人の間で検討が必要であると考ええる。

<sup>12</sup> 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第 13 項(4) によれば、KTP は前代取が議決権の過半数を保有している会社であり、個人グループに該当する。

### (3) その他

上記(2)イに記載の貸株取引にかかる関連当事者の注記については、最初の株券の消費貸借契約が締結された平成20年10月期の有価証券報告書から、平成21年10月期の有価証券報告書まで記載がなされていない。

また、上記(1)及び(2)ウに記載の保険積立金にかかる担保資産の注記及び関連当事者の注記については、最初の保険契約が締結された平成15年10月期の有価証券報告書から、平成21年10月期の有価証券報告書まで記載がなされていない。したがって、過去に遡って有価証券報告書の訂正の要否につきTPGと監査法人の間で検討が必要であるとする<sup>13</sup>。

## 第6 本件の発生原因

### 1 沿革

#### (1) 株主

東京証券取引所マザーズ市場への株式公開後、初めての期末決算である平成16年10月末において、前代取の持株比率は12.02%であり、サ社の14.49%に次いで第2位の大株主であった。大株主第3位はシ社であり、10.87%の株式を保有していた。

TPGは、平成20年1月23日にシ社より、また、平成21年3月31日にはサ社より、各社保有のTPG全株式を自己株式として購入している。この結果、大株主が異動する一方、平成21年3月末時点においてTPGは自己株式約4000株を保有することとなった。

#### (2) 取締役

平成22年10月末時点の取締役8名中、社外取締役は過半数の5名を占めている。

また、サ社、シ社が大株主であった時期には、各社出身の取締役が社外取締役として選任されていた。

#### (3) 執行役員

多くの執行役員は、年々入れ替わっている状態である。

---

<sup>13</sup>「財務諸表等規則」第43条の担保資産の注記については、平成15年より今日まで同様の内容の規定が存在する。「企業会計基準第11号 関連当事者の開示に関する会計基準」及び「企業会計基準適用指針第13号 関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」は、平成20年4月1日以後開始される事業年度に適用されるものであり、TPGにとって当該基準及び適用指針の初度適用は平成21年10月末に終了する事業年度であった。しかし、当該基準及び適用指針が適用される前に存在した「監査委員会報告第62号 関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取り扱い」(平成11年4月1日 日本公認会計士協会)においても同様の規定があり、平成20年10月期以前の事業年度においても、関連当事者取引としての開示が求められている。

#### (4) 監査役

平成 22 年 10 月末現在,TPG の監査役会は 4 名で構成されており,うち H 監査役が常勤監査役であり他の 3 名は社外監査役である。

常勤監査役は執行役員会に出席している。また,全監査役は月に一回開催の取締役会に出席している。

なお,社外監査役の I 氏は前代取個人の会社である KTP の税務顧問として,KTP の税務申告書に署名している。

#### (5) 内部監査

内部監査室は平成 14 年 10 月期に社長直属の組織として創設されている。内部監査室による業務監査は,組織上,内部監査グループが行うこととされており,実質的に信託銀行出身の内部監査室長 1 名の体制の下<sup>14</sup>,内部監査計画に基づき業務全般に関して,法令,定款,社内諸規程の遵守の状況,業務執行の手続き及び妥当性について,内部監査を常時実施することになっている。

C 内部監査室長は,前代取の個人秘書のような存在で,前代取の個人借入金調達や不動産購入等の支援を行っており,前代取による TPG 株式の引受あるいは TPG による KTP への日本振興銀行株式の売却等においても,大きな役割を演じている。

#### (6) 監査法人

TPG は株式公開時(平成 15 年 11 月)から平成 18 年 10 月期まではみずほ監査法人(旧中央青山監査法人),その後,平成 19 年 10 月期から平成 20 年 10 月までは新日本有限責任監査法人(旧新日本監査法人)との間で金融証券取引法及び会社法に基づく会計監査に関する契約を締結していた。

平成 21 年 10 月期からは,監査法人を変更し,三優監査法人との間で金融証券取引法及び会社法に基づく会計監査に関する契約を締結している。

## 2 発生原因

本件不正事案の発生の背景には,次のような原因が存在すると考えられる。

### (1) 前代取の意思決定への過度の依存

TPG は,前代取が大学生時代より事業を開始して,成長させてきた企業であり,その延長線上に株式公開もあった。取締役会や執行役員会では,活発な議論がなされているというものの,最終的な会社の意思決定については前代取の意向が大きな影響を

<sup>14</sup> 平成 22 年 10 月期に TPG が株式会社アピバを買収し,子会社とした後,当該子会社の業務監査担当 1 名が内部監査室に組織上配属されたものの,当該子会社の業務監査のみを担当しており,グループ全体の業務監査は,内部監査室長が担当していた。また,平成 22 年 7 月,内部監査室の下に組織上,J-SOX(内部統制報告制度)を担当する内部統制グループが組み込まれた。

与えていたと思われる。取締役会の構成人員が社外取締役によりその多くを占められており、執行役員が頻繁に入れ替わる状況とも相まって、前代取の意向に沿った会社の意思決定がなされることが多い状況にあったと思われる。

## (2) 安定株主の不在

前記1(1)に記載の通り、株式公開後、同業他社であるサ社及びシ社が大株主として名を連ねていた。これらの企業は、安定株主とはなりえず、逆にサ社は敵対的買収の姿勢を見せていたこともあるという。前代取は、平成17年10月期よりTPGの筆頭株主の地位を占めているが、前代取及びE取締役の持株比率のみでは安定的な企業運営を行えるに足るものではなかった。

加えて、サ社及びシ社から買取った自己株式の処分の必要性が生じた。前代取は、自己株式の早期処分を金融機関に約束したものの、自己株式の処分の相手先が見つからない状況にあった。そのため、前代取は、自ら自己株式を引き受けざる負えなかった。

## (3) 所有と経営の一致

TPGは平成15年に株式公開を実施して、東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たすものの、上記(2)に記載の通り、安定株主が確保できない状況もあり、前代取が平成17年10月期より筆頭株主としての地位を占めている。

その様な中で、一連の各不正行為を巡って前代取により行われた各行為を見ていくと、前代取にTPGの利害と個人の利害を混同し、手続を軽視するような意識があったことを否定できないものと考えられるところである。

## (4) 前代取の独走を許した企業風土・組織

### ア 取締役会

TPGの取締役会は前代取を含めて8名で構成されていた。定款上、全ての取締役の任期は1年以内であり、取締役会は、監査役出席のもと月1回開催されている。

しかしながら、社外取締役は取締役会の過半数を占める5名に及び、取締役会の中で社内取締役は少数派であった。その結果、TPGの事業や経営状況に精通した取締役は非常に少なく、相対的に深い議論が交わされることがなかった模様である。

また、社外取締役の中には、TPGの事業と競合関係にある同業他社の役員が存在し、TPGの事業・経営・財務状況が競合他社に筒抜けになる可能性も考えられる。このため、取締役会では事業の根幹にかかわる情報を開示し、実のある議論を行うことができなかった、という意見もある。

### イ 執行役員会

執行役員で構成する執行役員会は、前記第 3 の 5 ( 2 ) のとおり、前代取に対する十分な牽制機能を果たすことができなかった。

執行役員会の構成員は、任期が相対的に短く、毎年、構成員が入れ替わるような状況であった。そのため、各構成員の TPG に対する理解は必ずしも十分ではないと考えられる。

他方、取締役と異なり、執行役員は前代取の指名により就任していた。そのため、前代取の意向に容易に反対を表明できない状況にあった。

#### ウ 監査役

TPG の監査役会は 4 名で構成されており、うち 3 名は社外監査役である。社内監査役 1 名が唯一の常勤監査役となっている。

常勤監査役は執行役員会に出席しており、また、全監査役は月に一回開催の取締役会に出席している。にもかかわらず、本事件が発生したことは、適切な業務監査が実施されていなかったといえる。

更に、社外監査役の名は、前記 1 ( 4 ) に記載の通り、KTP の税務申告書の作成及び記帳業務を税理士として代行していた。つまり、本来、代表取締役の職務執行を監査する立場にいる監査役が、代表取締役の資産管理会社の経理及び税務業務を受託して、経済的便益を得ていたこととなる。ステークホルダーが期待する社外監査役としての役割を遂行できていなかったといえる。

#### エ 内部監査室

内部監査室は、内部監査計画に基づき業務全般に関して、法令、定款、社内諸規程の遵守の状況、業務執行の手続き及び妥当性について、内部監査を常時実施することになっていた。しかしながら、内部監査室の人員数に比べて子会社数が相対的に多いため、内部監査室としての本来の機能を実施できていない状況であった。

前記 1 ( 5 ) に記載の通り、内部監査室による業務監査は、実質的には信託銀行出身の内部監査室長 1 名の体制である。同人は TPG の資本政策や前代取の資産管理会社への助言業務を実行しており、日本振興銀行株式売却スキームや中間会社の社債引受及び融資、貸株取引等に深く関与していた。そのため、内部監査室は本来の目的に沿って機能していなかったと考えられる。

#### オ 稟議等の社内意思決定プロセス

職務権限規程が整備され、稟議体制が構築されている。しかし、稟議書に付属資料の添付がなく最終決裁まで通過してしまうケースがあるという。これらの行為は、稟議体制が形式面については存在するものの、実質面においては実際には機能していないといえる。稟議書の決済を口頭承認で済ませることもあり、前代取の意に沿

う形で稟議書の承認がなされたり省略されたりした可能性がある。

#### カ 構成員のコンプライアンス意識の不足

前代取の主導により，株式譲渡承認通知及び引受社債の発行会社等の実態と異なる決算書等が作成されていたが，従業員の一部には当該行為を許容する企業風土が存在する。すなわち，従業員を含めた構成員のコンプライアンス意識が不足している可能性があると考えられる。

### 第7 本件に対する再発防止策の提言

本調査で指摘した一連の不正行為（日本振興銀行株売却スキーム，中間会社の社債の引受及び融資，キ社に対する営業保証金預託，貸株取引及び生命保険契約を担保とする個人借入を指す。以下総称して「一連の不正行為」という。）は，内部統制が整備されていて然るべき上場企業において発生したものである。組織上は，取締役会，監査役会，内部監査室等の監督監視機関が存在していたにもかかわらず，今般の一連の不正行為が発生した。そのため，不正行為の再発防止の観点からは，現在ある監督監視機関の機能強化及び役員・従業員一人一人のコンプライアンス意識の向上が何より必要なことといえる。このような観点から，不正防止を目的とした再発防止策として以下の点を提言する。

#### 1 経営陣の刷新

TPG においては，権限規程等の形式面は整っていたが，実態面において前代取に権限が集中しており，一連の不正行為を主導した前代取の判断に対する監視・監督が働かないという企業風土が存在した。前代取は一連の不正行為の一部を事前に取締役会あるいは執行役員会の構成員の一部に示唆しているが，前代取の行為を抑止するような行動は取られておらず，取締役会及び執行役員会が有効に機能していたか，という観点については疑問が残るといわざるを得ない。

既に，前代取は代表取締役社長を辞任しているという意味で，本件の一連の不正行為の発生原因は一部除去されているが，取締役会あるいは執行役員会のあり方については，各構成員の見直しを含めて，抜本的に刷新するという方針のもとに改善及び改革がなされるべきであると考えられる。

#### 2 安定株主の確保

TPG はこれまで買収の脅威を回避するために，安定株主の獲得を目指して活動を行ってきた。今後はガバナンス体制の在り方を十分に協議の上で，業務上つながりの深い関係先等との間で業務提携若しくは資本提携を構築するなど，安定株主のあり方については十分に検討する必要があると考えられる。

### 3 所有と経営の分離による機能強化

TPG は、前述の通り、他社からの買収の脅威にさらされてきた。そのため、株式公開後、前代取は自らの持株比率を上昇させるように努め、平成 17 年 10 月期には、TPG の筆頭株主となり今日に至っている。

その結果、TPG は公開会社でありながら、いわゆるオーナー企業と同様の運営を継続しており、TPG 株式を所有している主な株主が経営権を確保し、会社を運営するといったいわば「所有と経営の一致」という状況であった。

上記の状況のもとでは、前代取が TPG の利害と前代取の個人的利害を混同し手続を軽視する意識を有することを否定できず、株主総会による経営陣に対する監視機能は当然に適切に機能してこなかった。

既に、前代取は代表取締役社長を辞任しているという意味で、経営を別の主体に委ねる他になく、かかる観点から「所有と経営の分離」は図られることになる。他方で別の株主による監視監督機能の観点、及び経営の主な意思決定を行ってきた前代取に代わって、新社長がどのような経営をしていくべきかという観点については、今後の経営課題と考える。

### 4 企業風土や組織の改編

#### (1) 取締役会の機能強化

取締役会の構成員が 8 名中 5 名の社外取締役によって構成されており、経営上の機密事項等もあり、踏み込んだ意思決定ができていなかった、という観点に鑑み、今後は執行役員会で議論・決議された事項を把握する目的で、執行役員会の議事録を取締役及び監査役に事前配布することにより、取締役会における議論の内容を深め、効果的な職務執行の監督体制を構築することも検討する必要があると考える。

また、取締役会規程の内容を見直し、取締役会に付議すべき取引金額の引き下げ等を行うなどの再発防止策を講じる必要があると考える。

#### (2) 監査役会の機能強化

監査役会の構成員の過半数が社外監査役である現状を改め、常勤監査役を一時的に増員して、取締役に対する牽制機能を強化する。同時に、監査役会は、現場の状況を適時的確に把握できるよう、機動的な、かつ、効果的な業務監査体制を構築する。

監査役会、財務経理部、経営管理室（法務担当部署）、内部監査室の 4 者の密接な連携、情報共有を図るとともに、定期的な 4 者ミーティングを実施する。また、4 者ミーティングの当事者は、収集した情報のうち必要な情報を、迅速かつ適切に監査法人に伝達し、情報の共有を図り、不正行為の未然防止または早期発見に役立てることも重要であると考えている。

### (3) 執行役員会の機能強化

一連の不正行為において、連結子会社の代表取締役が詳細を認識しないまま、当該連結子会社と外部会社の間で取引契約書が締結されていた事案がある。このような事態を回避する目的で、TPG は、連結子会社の代表取締役を原則執行役員として、執行役員会に参加させ、グループ経営の重要な意思決定を担わせる必要があると考えられる。

一連の不正行為において実行された取引の一部は、執行役員会において決議不要の取引であった。そのため、権限規程を見直すことにより、一連の不正行為において実行された取引は、執行役員会の決議事項とし、執行役員会で決議されずに実行されることのないように改める必要があると考えられる。

### (4) 内部監査機能の強化

内部監査室の業務監査専属者を増員して、効果的かつ効率的な内部監査を実施する。内部監査室の従業員は、他の部門の業務からの独立性を十分に確保して、業務上の兼任を認めないような体制を構築する。

また、内部監査室の内部監査グループと監査法人の間で緊密な情報交換がなされていないことから、今後は内部統制の精度向上の観点より、定期的に内部監査室と監査法人が意見交換を実施する体制を整える。

### (5) 従業員及び役員に対するコンプライアンス教育の充実

取引先の決算書や株式譲渡承認通知等の書類を会社従業員あるいは外部業者を利用して、事実と異なる書類を作成していたことが判明していることから、執行役員・取締役を含む関係者のコンプライアンス意識、遵法精神を再構築する必要があると考える。

そのため、再発防止のために、今後一定のコンプライアンス教育プログラムを策定し、役職員教育を通じて業務遂行に必要不可欠なコンプライアンス意識の向上とともに、企業人として適切な倫理観、道徳観の醸成を図る必要があると考える。

### (6) 稟議システムの効果的運用

稟議システムが WEB 上にて運用されているが、システムの運用上、場合によっては、起案者の思いのままに決済可能となるような設計になっている。この点は稟議起案者の制限、稟議起案時の事前検討の充分性、権限規程との整合性、執行役員会及び取締役会への上程可否、などの諸条件を外部専門家による検証の上、再設計する必要があると考える。

### (7) 諸規程の改定

本件で問題となった取引の中には、取締役会で議論されなかったものも存在する。そのため、取締役会運用ガイドラインの「決議事項の付議基準」を変更し、本件で問題となった取引が取締役会で議論及び決議される必要があると考える。

稟議書の起案事項が多いとともに、承認者が多いため、稟議書に明記された承認者が承認せずとも、上長の承認等により、稟議が最終的に決済される現状を改める必要がある。また、実際に会議体が招集されて議論がされているにもかかわらず、議事録が作成されないケースがある。取締役会、監査役会、執行役員会の議事録は必ず作成されるように規程を改めるとともに、運用体制を定期的にモニタリングする必要があると考える。

以 上

平成22年12月14日

スリープログループ株式会社第三者調査委員会

弁護士 渡部 正和



弁護士 長谷川 宅司



公認会計士 久保田 浩文



【事実経緯一覧表】

前代取による TPG 株式の取得及び TPG グループによる日本振興銀行株式の引受( 本文第 3 の 2 )

日付	取引の概要
平成 21 年 10 月 23 日	KTP は、中小企業保証機構株式会社（以下「中小企業保証機構」という。）より 1 億 5000 万円の資金を借り入れ、同日に前代取口座へ 1 億 4000 万円を資金移動している。
平成 21 年 10 月 26 日	前代取は、KTP からの調達した資金を用いて、TPG 保有の TPG 株式 1,500 株を 1 億 3658 万円で取得している。
平成 21 年 10 月 27 日	TPG の 100%子会社である TPN 及び HCN は、自己資金を原資として、日本振興銀行普通株式合計 515 株を第三者割当増資の形式にて 1 億 4986 万円で引受けている。
平成 21 年 11 月 24 日	TPN 及び HCN が日本振興銀行普通株式を引受けた見合いで、KTP は日本振興銀行より 1 億 5000 万円を借り入れている。
平成 21 年 11 月 25 日	KTP は、日本振興銀行から借り入れた資金を原資として、中小企業保証機構からの借入金 1 億 5000 万円を返済している。
上記、取引の結果	KTP は日本振興銀行から 1 億 5000 万円を借入れている。 TPN 及び HCN は、日本振興銀行普通株式合計 515 株を保有している。 前代取は TPG 株式 1,500 株を取得している。

KTP による TPG グループ保有の日本振興銀行株式の取得及びこれに関連する TPG グループからの資金調達（本文第 3 の 4 ， 5 ）

日付	取引の概要
平成 22 年 5 月 25 日	ア社と TPN 及び HCN 間で日本振興銀行普通株式合計 515 株の売買契約を締結している。 ア社と KTP 間で同株式の売買契約を締結している。
平成 22 年 5 月 28 日	KTP は、コ社より 1000 万円を借り入れている。
平成 22 年 5 月 31 日	KTP は、日本振興銀行普通株式の購入代金として、ア社へ 1000 万円を支払っている。 同日、ア社は、同株式の購入代金として、HCN へ 1000 万円を支払っている。
平成 22 年 6 月 7 日	TPG グループは、日本振興銀行より、TPN 及び HCN の保有株式合計 515 株を KTP へ譲渡する旨の株式譲渡承認通知を受領している。
平成 22 年 6 月 8 日	TPN は、イ社に対し立替金名目で 1 億 7850 万円を支払っている。

	同日，KTP は，イ社から 1 億 7850 万円を借り入れている。
平成 22 年 6 月 8 日， 平成 22 年 6 月 9 日	6 月 8 日に KTP は，イ社から調達した資金を原資として，日本振興銀行株式の購入代金の残額 1 億 4000 万円をア社へ支払っている。 同日，ア社から HCN へ 9000 万円が入金されている。 翌 9 日，ア社から TPN へ 5000 万円が入金されている。
平成 22 年 5 月，6 月頃	TPG は，第 2 四半期決算時，前代取の指示で，上記の譲渡先を KTP からア社に書き換えた株式譲渡承認通知を作成し，監査法人に提出している。
平成 22 年 6 月 30 日	TPN は，工社の社債（6000 万円）及びウ社の社債（7000 万円）を引き受けている。
平成 22 年 7 月 1 日	KTP は，工社から 6000 万円を借り入れている。
平成 22 年 7 月 2 日	KTP は，ウ社から 7000 万円を借り入れている。
平成 22 年 7 月 28 日	TPN はオ社に 3500 万円を貸し付けている。
平成 22 年 7 月 29 日	KTP はオ社より 2500 万円を借り入れている。 なお，TPN がオ社へ貸し付けた金額 3500 万円と KTP が借り入れた 2500 万円との差額 1000 万円については，オ社において，オ社が発行した社債の引き受けに使用されている。（時期は不明）
平成 22 年 7 月 29 日	KTP は，ウ社，工社，オ社から調達した資金を原資に，イ社から調達した 1 億 7850 万円を返済している。
平成 22 年 8 月 12 日	TPN はカ社に 4000 万円を貸し付けている。
平成 22 年 8 月 13 日	KTP は，カ社から 4000 万円を借り入れている。同日，資金運用を目的として同金額を証券の証券取引口座へ資金移動している。
平成 22 年 8 月 18 日	KTP は，証券口座から 2000 万円を銀行口座に資金移動している。
平成 22 年 8 月 20 日	KTP は，カ社から借り入れた資金を原資に，コ社より調達した 1000 万円を返済している。
平成 22 年 8 月 26 日	KTP は，証券口座から 2002 万円を銀行口座に資金移動している。
平成 22 年 9 月	ウ社，工社，オ社への投融資の評価に対する第 3 四半期末監査対応を見据え，実際の財務内容とは異なる上記 3 社の決算書，試算表を前代取の指示で，FP 部門にて作成し，監査法人に提出している。
平成 22 年 11 月	ウ社，工社，オ社，カ社への投融資の評価に対する期末監査対応を見据え，実際の財務内容とは異なる上記 4 社の決算書・税務申告書を前代取の指示で外部業者に作成させている。但し，当該資料は調査報告書作成日現在，監査法人には提出されていない。

上記、取引の結果	日本振興銀行株式は TPN 及び HCN から KTP へ譲渡されている。 調査報告書作成日現在、TPN の貸借対照表上、ウ社向け社債 7000 万円及びエ社向け社債 6000 万円、オ社向け短期貸付金 3500 万円及びカ社向け短期貸付金 4000 万円が計上されている。
----------	--

TPC からキ社への代理店保証金の支出、及びキ'社への匿名組合出資(本文第3の6(1))

日付	取引の概要
平成 21 年 9 月 11 日	TPC は、代理店保証金として 3000 万円をキ社に預託している。
平成 22 年 5 月 27 日、 平成 22 年 5 月 28 日	KTP は、キ社から 3000 万円(27 日に 2000 万円、28 日に 1000 万円)を借り入れている。 また、KTP は、キ社より資金運用益として 570 万円を受領している(会計処理上は売上処理)。
平成 22 年 5 月 28 日	KTP は、キ社から借り入れた資金を原資としてキ'社に 3000 万円を出資している。
平成 22 年 11 月 12 日	KTP は、キ'社より匿名組合出資金 2680 万円(出資口数 300 口のうち、268 口が返還)の返還及び運用益 327 万円を受領している。 同日、KTP は、キ社から借り入れた 3000 万円を返済している。
平成 22 年 11 月 15 日	TPC は、キ社より代理店保証金 3000 万円の返還を受けている。
上記、取引の結果	キ社から受領した資金運用益 570 万円が、KTP の口座に入金されている。 KTP のキ'社に対する出資残数は 32 口である。

TPG とク社及びケ社間の株券消費貸借契約、及び前代取への当該株券の転貸(本文第3の6(2))

日付	取引の概要
平成 20 年 10 月 8 日	1 TPG は、ク社との間で株券の消費貸借契約を締結し、甲社株式(平成 22 年 10 月末時価約 1252 万円)、乙社株式(現在上場廃止)を同社に貸与している。 2 ク社は、前代取との間で株券の消費貸借契約を締結し、同株式を前代取へ貸与している。 3 前代取は、同株式を自己の借入金の担保として 社に差し入れている。 上記のうち、乙社株式は既に前代取からク社を通じ、TPG に返還されている。
平成 22 年 6 月 15 日	1 TPG は、ケ社に対し、丙社株式(平成 22 年 10 月末時価約 5792

	<p>万円)を貸与している。</p> <p>2 ケ社は KTP との間で株券の消費貸借契約を締結し、同株式を KTP へ貸与している。</p> <p>3 KTP は同株式を前代取の借入金の担保として 社に差し入れている。</p>
上記、取引の結果	TPG が保有している甲社株式(平成 22 年 10 月末時価約 1252 万円)、丙社株式(平成 22 年 10 月末時価約 5792 万円)が前代取の借入金の担保として 社へ差し入れられている。

TPG を保険契約者、前代取を被保険者として締結した生命保険契約を、前代取の債務の担保として質権を設定していた取引(本文第 3 の 6 (3))

日付	取引の概要
平成 15 年 3 月 17 日	TP の Q 取締役は、TP が PCA と締結する予定の保険契約(後述)に基づく請求権の上に 社に対する質権を設定する旨の確認書を社に対して提示している。
平成 15 年 3 月 31 日	TP は、前代取を被保険者、保険契約者及び受取人を TP とする生命保険契約を PCA と締結している。 同日、TP は生命保険料 1510 万円を PCA に支払っている。 同日、当該保険契約について、 社を質権者とする質権が設定された。債務者は前代取で、債務額は不明である。
平成 15 年 4 月 30 日	TP は前代取を被保険者、保険契約者及び受取人を TP とする生命保険契約をプルデンシャル生命保険株式会社と締結した。 同日、TP は生命保険料 1569 万円をプルデンシャルに支払っている。 同日、当該保険契約について、 社を質権者とする質権が設定された。債務者は前代取で、債務額は不明である。
平成 20 年 12 月 16 日	TPG の A 取締役は、TPG がアクサと締結した保険契約(後述)に基づく請求権の上に 社に対する質権を設定する旨の確認書を社に対して提示している。
平成 20 年 12 月 26 日	TPG は、前代取を被保険者、保険契約者及び受取人を TPG とする生命保険契約を締結した。 同日、TPG は生命保険料 2016 万円をアクサに支払っている。 同日、当該保険契約について、 社を質権者として、質権が設定された。債務者は前代取で、債務額は不明。
平成 21 年 11 月 24 日	TPG はプルデンシャルとの保険契約を解約し、プルデンシャルより解約返戻金 1618 万円を受領している。

上記，取引の結果	TPG がアクサ及び PCA と締結している生命保険契約には，前代取の 社に対する債務を担保するために質権が設定されている。
----------	--